

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令 和 7 年

区民文教委員会会議録

令和7年12月15日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

区民文教委員会会議録

1 開会年月日	令和7年12月15日(月)		
2 開会場所	議会第1会議室		
3 出席者	委員長 本目さよ (8人)	副委員長 弓矢潤 委員 鈴木昇 委員 望月元美 委員 石塚猛	委員 木村佐知子 委員(議長) 石川義弘 委員 青柳雅之
4 欠席者	(0人)		
5 委員外議員	(0人)		
6 出席理事者	区長 副区長 副区長 教育長 区民部長 区民課長 くらしの相談課長 税務課長 収納課長 戸籍住民サービス課長 子育て・若者支援課長 (仮称) 北上野二丁目福祉施設整備担当課長 子ども家庭支援センター長 区民部副参事(児童相談所準備担当)	服部征夫 野村武治 梶靖彦 佐藤徳久 前田幹生 櫻井洋二 小林元子 段塚克志 立石淑子 村上訓子 河野友和 海野和也 田畠俊典	(子ども家庭支援センター長 兼務) (子ども家庭支援センター長 兼務) (区民課長 兼務)
	教育委員会事務局次長 教育委員会事務局庶務課長 教育委員会事務局教育施設担当課長	佐々木洋人 山田安宏 中島伸也	

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

教育委員会事務局学務課長	仲 田 賢太郎
教育委員会事務局児童保育課長	村 松 有 希
教育委員会事務局放課後対策担当課長	別 府 芳 隆
教育委員会事務局指導課長	宮 脇 隆
教育委員会事務局教育改革担当課長	増 嶋 広 曜
教育支援館長	(教育改革担当課長 兼務)
教育委員会事務局生涯学習推進担当部長	吉 本 由 紀
教育委員会事務局生涯学習課長	吉 江 司
教育委員会事務局スポーツ振興課長	榎 本 賢
中央図書館長	六 澤 清 美

7 議会事務局	事務局長	鈴 木 慎 也
	事務局次長	櫻 井 敬 子
	議事調査係長	吉 田 裕 麻
	書 記	藤 村 ちひろ
	書 記	遠 藤 花 菜

8 案件

審議調査事項

- 案件第1 第84号議案 東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例
- 案件第2 第85号議案 東京都台東区住民基本台帳カード利用条例を廃止する等の条例
- 案件第3 陳情7-14 地方消費者行政の維持・強化のための対策を求める意見書を国会等に提出することを求めることについての陳情（新付託）
- 案件第4 陳情7-15、16 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関することについての陳情（2件）（新付託）

案件第5 特定事件の継続調査について

理事者報告事項

【区民部】

- 1. 補正予算について 資料1 区民課長
- 2. 令和8年度の指定保養施設について 資料2 区民課長
- 3. 「協働事業提案制度」に係る令和8年度実施事業について 資料3 区民課長
- 4. 戸籍住民サービス課窓口の混雑緩和対策について 資料4 戸籍住民サービス課長

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

- 5 . 住民基本台帳カードの廃止について 資料 5 戸籍住民サービス課長
6 . 民法改正等に伴うシステム改修及び住居地等記録端末機器の整備について
..... 資料 6 戸籍住民サービス課長

【教育委員会】

- 1 . 補正予算について 資料 7 庶務課長
2 . 令和 8 年度区立幼稚園及び認定こども園（短時間保育）の募集状況について
..... 資料 8 学務課長
3 . 区立中学校選択制度の選択状況について
..... 資料 9 学務課長
4 . 令和 6 年度いじめの認知件数について
..... 資料 10 指導課長
5 . 令和 6 年度不登校児童・生徒数について
..... 資料 11 指導課長
6 . 「令和 7 年度東京都児童・生徒 体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」の結果について
..... 資料 12 指導課長
7 . 令和 7 年度中学生海外短期留学派遣事業の報告について
..... 資料 13 指導課長
8 . 学びのキャンパス台東アクションプラン・台東区学校教育情報化推進計画中間のまとめについて
..... 事前資料 1 教育改革担当課長
9 . 清島温水プールにおける個人向けレッスンの実施について
..... 資料 14 スポーツ振興課長

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午前 9時58分開会

委員長（本目さよ） ただいまから、区民文教委員会を開会いたします。

委員長 初めに、私から、一言お礼を申し上げます。

過日実施いたしました行政視察におきましては、弓矢副委員長をはじめとした委員各位並びに理事者のご協力により、無事所期の目的を達成することができました。誠にありがとうございます。

委員長 次に、区長から挨拶があります。

服部征夫 区長 委員長、おはようございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 本日は、卓上マイクのスイッチを必ず押してから、ご発言願います。

また、理事者発言席を設けましたので、よろしくお願ひします。

委員長 次に、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については、許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、審議に入らせていただきます。

委員長 初めに、案件第1、第84号議案、東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案は、理事者報告事項、区民部の4番、戸籍住民サービス課窓口の混雑緩和対策についてが関連いたしますので、説明と一括して報告を聴取し、審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、第84号議案及び報告事項について、理事者の説明を求めます。

戸籍住民サービス課長。

村上訓子 戸籍住民サービス課長 それでは、第84号議案、東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例及び区民部報告事項、戸籍住民サービス課窓口の混雑緩和対策についてご説明いたします。

初めに、報告事項をご説明いたします。資料4をご覧ください。

初めに、項目1、現状です。これまで戸籍住民サービス課窓口の混雑緩和については様々な取組を進めてきたところでございますが、今年度もさらなる混雑緩和に向けて、以下のとお

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

り対策を実施いたします。

項番2、マイナンバー入り住民票のコンビニ交付の開始です。令和8年1月中旬からマイナンバー入り住民票のコンビニ交付が可能となります。

次に、項番3、コンビニ交付手数料の減額です。住民票、印鑑登録証明書のコンビニ交付手数料を、現行250円のところ150円といたします。また、マイナンバー入りの住民票が交付可能となる令和8年1月中旬より戸籍住民サービス課窓口の混雑期と重なる5月末までの間は、これを10円に減額し、コンビニ交付のさらなる利用促進と窓口の負担軽減を図ります。

次のページをご覧ください。次に、項番4、郵送請求における支払い方法のキャッシュレス化です。郵送請求の支払い方法は、現金、定額小為替に限定されておりましたが、令和8年1月よりL o G o フォームを活用したキャッシュレス決済も可能とすることで、利用者の利便性の向上と収納事務の効率化を図ります。キャッシュレス決済の流れは図でお示ししているとおりです。

次に、項番5、住所変更臨時窓口の実施です。転出入が集中する3月から4月の混雑緩和を図るため、令和8年3月29日日曜日に臨時窓口を開設します。実施業務は、資料(2)に記載のとおりで、来庁者数の平準化を図るため、積極的な周知を図ってまいります。

最後に、項番6、今後の予定につきましては、資料記載のとおりでございます。

報告事項の説明は以上でございます。

続きまして、第84号議案についてご説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。ただいま報告事項でご説明したとおり、住民票、印鑑登録証明書のコンビニ交付手数料を改定するものでございます。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願ひいたします。

委員長 それでは、第84号議案及び報告事項についてご審議願います。

鈴木委員。

鈴木昇 委員 1階の窓口が月末とかそういう一定の期間すごく混んでいるなというのは庁舎に来るたびに見受けられることなので、何か手だてをしなくてはいけないというのは区としてやらなくてはいけないことだと思うんですけれども、今のマイナンバーカードを持っていればコンビニ交付ができますよという報告は前から委員会でありましたけれども、庁舎に来る方でマイナカードを持っていて、コンビニ交付ではなくて庁舎での住民票取得とかいう人の割合的なものというのは何か示せるものはあるんですか。

委員長 戸籍住民サービス課長。

村上訓子 戸籍住民サービス課長 戸籍住民サービス課の窓口では、証明書の交付に際し、本人確認書類として提示されたものを記録をしておりますが、ですので、マイナンバーカードを所有しているかどうかということについては統計を取っていないところです。

委員長 鈴木委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

鈴木昇 委員 分かりました。統計上どのぐらいの人がマイナカードを持っていてそういう証書類を取りに来るかというのは分からぬといふのはしようがないのかなと思いつつも、やはりこういうことを進めていくのに一つ指針といふのかな、目印としているのかな、そういうのがあったほうがいいのかなといふのはちょっとと思うので、今後ぜひいろいろ検討していただきたいなと思います。

それと、混雑時間とか混雑期間というところでお伺いをしたいんですけれども、私も先ほども申したように、うわっ、今日すごい混んでんな、じゃあ自分自身の取るときはあしたにしようとか、仕事柄微調整をすることもできるんですけれども、例えばそういう混雑時間とか混雑期間というのは何かこう、それも統計的な何か取るすべ、手だてというのはあるんですか。

委員長 戸籍住民サービス課長。

村上訓子 戸籍住民サービス課長 戸籍住民サービス課の窓口におきましては、受付交付呼び出し番号表示システムといふいわゆる発券機を設置しておりますので、そちらの発券機の番号を追跡することで何時が非常に混むとか何日が非常に混むといったことが、業務ごとに分析をすることは可能でございます。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 例えばそれを、その分析したものを結果、証書を取りに来る方に対してこういう時間、期間は混んでますよとかいうPRというのは何か今されているんですか。

委員長 戸籍住民サービス課長。

村上訓子 戸籍住民サービス課長 戸籍住民サービス課というか広報、ごめんなさい、台東区の公式ホームページにおきまして、3月、4月は転出入が混みます、それからお日柄のいい日、あるいはぞろ目の日につきましては届出が非常に混雑いたしますというような周知は行っているところでございます。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 なるほど、ぞろ目の日、そうですね、婚姻とかそういうのはあるのかなと思いますけれど、分かりました。そういうのを見ながらいらっしゃる方もそれなりにいるのかなとは思いつつ、こういうの、サービスを提供していくということはやはり先進自治体さん、こういう10円とか50円とかいうのをやっている自治体さんが幾つかあって、この委員会でも視察にも伺いましたけれども、そういう先進自治体が行ってきた結果こうだから、今回、台東区としても10円でのコンビニ、マルチコピー機といいますか、そういうので証明していきますよというのを始めると思うんですけども、他の自治体のその、どういう評価をしてきて台東区として導入をしていこうというふうに決めたのか、ちょっとその辺教えてください。

委員長 戸籍住民サービス課長。

村上訓子 戸籍住民サービス課長 台東区と他自治体とコンビニで発行できる証明書の種類が異なりますので、同様の比較というのはできませんけれども、23区の中で期間限定で10円で実施した区におきましてはコンビニ交付が54%から61%に上昇したと、あるいは、それが終了

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

した後も引き続きコンビニ交付と窓口の割合が2対1をキープしているよというような報告がございました。一方で、歳入減とか歳出増といった経費負担の増があるということも併せて、ということも報告がありましたので、台東区におきましても窓口の利用者の方がコンビニ交付へどの程度流れるかというようなことを検証して、今後、コンビニ交付の手数料の減額については検証してまいりたいと考えております。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 コンビニ交付の10円の交付をやって、コンビニ交付が比較的増えしていくんだろう、そしてそれが維持されていくんだろうというのが今の見解だというのも分かりました。また、継続についても、結果を見て、その歳入、歳出のところも含めて議論していくんだということも分かりました。このことについては了承もしますし、条例改正も了承はしていくんですけども、もう一つだけ伺わせてください。

キャッシュレス決済を始めるというのが今、報告があったんですけれども、キャッシュレス決済をするのには必ず手数料とかいうのが発生して、何%が手数料ですよみたいなのがあると思うんですけども、これから契約とかしていく業者さんとどのくらいキャッシュレス手数料がかかるのか、またどのくらい、総金額的に、総予算的にどのくらいを見込んでいるのか、ちょっとその点を教えてください。

委員長 戸籍住民サービス課長。

村上訓子 戸籍住民サービス課長 まず、キャッシュレス決済の手数料につきましては3.85%になります。台東区におきましては、今回、郵送請求におけるキャッシュレス決済の件数、割合を既に導入している先進自治体の割合から約8%と見込みまして、本年度につきましては約1万7,000円程度の手数料が発生、令和8年度につきましては約7万円の手数料が発生するというふうに見込んでおります。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 そんな、区の予算から見たらすごくかかるという金額ではないなという印象も持ちながら、これをやっていくことで1万7,000円とか7万円とかのお金が台東区から出ていくということをやはり考えておかなくちゃいけないのかなというのを思うのが一つと、こういうキャッシュレス決済、私も便利なので実際には使ってますけれども、通信状況が悪くて支払えませんとかいうふうに時々あって、お財布の中にお金が入っていてよかったなというのもなくはないんですけども、そういう状況とかね、どれだけICT化、機械化が進めば進むほど通信状況とかいうのが不安の一つになっていくと思うので、そういうところも検証しながら進めてもらいたいなとしておきます。以上です。

(「関連で」と呼ぶ者あり)

委員長 関連は特にないですけれど。

木村委員。

木村佐知子 委員 すみません、今、鈴木委員のご意見で、何でしょう、キャッシュレス決

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

済は手数料もかかるし、そんなに規模は大きい額ではないけれども負担になるよというお話があつたんですけれども、他方で定額小為替を使った場合においてもそれなりに行政のほうに、手数料という形ではないにしてもいろいろな負担があると思うんですけれども、その点についてのご認識はいかがでしょうか。

委員長 戸籍住民サービス課長。

村上訓子 戸籍住民サービス課長 定額小為替を扱うことにおきましては、まず、台東区の戸籍の窓口におきましても有効期限の確認、それから数え間違いといった人的ミス、それからお釣りを出す必要があったり、追加で送ってもらうといった連絡をする必要があったりというようなことがございますので、そういう手間が省けるという点では非常にメリットがあると考えているところです。

委員長 木村委員。

木村佐知子 委員 なのでよしあしがあると思っていますので、あとはやはり利用者にとつてもキャッシュレス決済をすることによって同じように買いだめしていた定額小為替の期限が切れてしまったりだと、一タレターパックとか入れて送らなければいけなかつたりとか、そういうコストをもうもろ考えましたら、私はいい方向に進むのかなというふうに考えておりますので、引き続き利用状況等、精査しながら進めていっていただきたいと思います。以上です。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 戸籍課1階の混雑、あとそれに伴う職員の皆さんのがんばりというのは、もうこれは私たちも含めて区役所の関係者みんな分かっていることだと思うんですね。ですので、そこを何とかして軽減をしていくこうという取組はどんどん前に進んでアクセルを踏んでいっていただきたいなと思います。特に今回のこの10円交付ですね、この取組はもう本当にすばらしいと思います。課長はもちろんですけれど、それをやろうと決断をした副区長、服部区長も、やはりここはすばらしい取組だと思いますので、まずはここ、周知もそうですし、私たち行った古河市はポスターを、10円のポスターを作って、それを結構周知に活用されていたので、ネットだけじゃなくてそういう現物もやったほうがいいなというふうに考えています。

その上でちょっと質問というか提案にもなるんですが、私たち先進自治体に行って学んできたことの一つは、こういった窓口の混雑緩和に伴い、逆にその何を目的にしていくかということで、それは窓口受付時間の短縮だったんですね。九州のほうの自治体ですから、これはすばらしい取組だけれど、なかなか23区に持ってくるのは難しいかななんて思って、翌日新聞を見たら、ネットニュース、墨田区がやるというんですね。12月1日から既に始まっています。今まで台東区8時半 - 5時15分までだったのが、墨田区さんは9時から4時半、これを短縮するんですね。当然のことながら勤務時間ぎりぎりまで窓口受付をしたら、その後のいろいろな処理で残業当たり前というルーチンになってしまふんですよね。それを何とかしなければということだと思うんですけども、この辺は23区横並びでやらなければきついかなと思ひ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

つつも、先進自治体がこうやって取組を始めたということで、本区でもこれやはり実施に向けてしっかり検討していくべきだなということの確信を得ました。ですので、今日は答弁は求めませんが、こうした取組を進めながら混雑緩和と負担の軽減ですね、これを両方セットで進めていっていただきたいなということを要望して、条例案、報告事項、賛成、了承していきます。以上です。

委員長 弓矢副委員長。

弓矢潤 副委員長 私もこちらの4番の郵送請求における支払い方法のキャッシュレス化についてちょっとお伺いというか、させていただきます。

まずこちら、10月の決算特別委員会で私は、郵送請求における支払い方法を見直して、オンライン決済機能を活用したキャッシュレス化を進めるべきであるというふうに総括質問させていただきました。早期実現に向けて導入の準備を進めると非常に前向きなご答弁をいただきましたが、これほど早く実施していただけるということで、大変評価させていただきます。今、メリット、デメリットなども出てきましたが、その上で実施するというふうに決めていただいたということで、しっかりとこの後も見守っていきたいと思います。

その上でさらにちょっと1点、要望させていただくというところで、ちょっと非常に大変恐縮なんですけれど、こちらの図で、請求者と台東区というこの図なんですが、このように請求者が戸籍証明書等を郵送請求する際には、この申請書を送付するとありますが、こちらは依然として紙での送付となっております。これは台東区だけというか、もう全国的にそうなので仕方ありませんが、今後もしこちらも請求書の送付がデジタル化していくようになるのであれば、本区も迅速に対応できるように注意深く見ていくいただきたいなということを要望させていただきます。以上です。

委員長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

なお、報告事項についても、ご了承願います。

委員長 次に、案件第2、第85号議案、東京都台東区住民基本台帳カード利用条例を廃止する等の条例を議題といたします。

本案は、理事者報告事項、区民部の5番、住民基本台帳カードの廃止についてが関連いたしますので、説明と一括して報告を聴取し、審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、第85号議案及び報告事項について、理事者の報告を求めます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

戸籍住民サービス課長。

村上訓子 戸籍住民サービス課長 それでは、第85号議案、東京都台東区住民基本台帳カード利用条例を廃止する等の条例及び区民部報告事項、住民基本台帳カードの廃止についてを一括して説明させていただきます。

初めに、報告事項をご説明いたします。資料5をご覧ください。

項番1、目的及び概要でございます。平成27年12月28日をもって発行が終了いたしました住民基本台帳カードについては、有効期限が10年であることから、以下のとおり、関係条例の改廃を行うものです。

項番2、改廃する条例及び内容でございます。（1）は、住民基本台帳カードを廃止するため、東京都台東区住民基本台帳カード利用条例を廃止するものです。（2）は、東京都台東区印鑑条例の規定のうち、住基カード兼印鑑登録証の文言を削除する等の改正を行うものです。次に、（3）の施行日につきましては、一部の規定を除き令和8年1月1日でございます。

最後に、項番3、区民への対応です。住民基本台帳カードに印鑑登録証の機能を追加して利用されていた方につきましては、区役所または区民事務所、区民事務所分室にて通常の印鑑登録証に引換えを行っており、住民基本台帳カードの廃止後も引き続きこの対応を継続してまいります。

報告事項の説明は以上でございます。

続きまして、第85号議案についてご説明いたします。

本案は、ただいま報告事項でご説明したとおり、住民基本台帳カードの廃止に伴い規定の整備を図るものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願いいたします。

委員長 それでは、第85号議案及び報告事項について、ご審議願います。

青柳委員。

青柳雅之 委員 引換えということですね、とすると今までの住基カードを区役所のほうで受け取って、それをきちんと処理・処分するということでよろしいんですか。

委員長 戸籍住民サービス課長。

村上訓子 戸籍住民サービス課長 お持ちいただいた住基カード券印鑑登録証につきましては、こちらでお預かりをして、シュレッダーをかけて処分をさせていただきます。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 何というんですかね、この交換しない方でも個人情報がいっぱい詰まつたもので、あのプラスチックのカードの処分って意外と家庭の中でも苦慮する部分があるんですね。ですので、そこは、何というんですかね、これに伴い、処分する場合は区役所へ持ってきてもらえば、シュレッダーをかけて読み取り等ができるないようにしますよって、そういうご案内もあったほうが丁寧かなと思いますので、よろしくお願ひします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

そういうことで、条例案、改正案賛成です。

委員長 いいですかね。

これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

なお、報告事項についても、ご了承願います。

委員長 次に、案件第3、陳情7-14、地方消費者行政の維持・強化のための対策を求める意見書を国会等に提出することを求めることについての陳情を議題といたします。

本件は、新たに付託されたものであります。

事務局次長に陳情の趣旨を報告させます。

(櫻井議会事務局次長報告)

委員長 それでは、本件について、ご審議願います。

木村委員。

木村佐知子 委員 幾つか確認をしたいと思います。

まず、項目1の人物費にも充てることができるような交付金等って書いてあるんですけども、現状、本区では、人物費にこうした交付金を充てているんでしょうか。また、そうでないとしたら、どんなことに充てているのか教えてください。

委員長 くらしの相談課長。

小林元子 くらしの相談課長 お答えいたします。

本区の消費者相談の人物費につきましては、報酬その他の諸経費を含めまして年間約2,900万円ほど、区の一般財源から支出しているものでございます。こちらの消費者行政強化交付金の実績でございますが、令和6年度24万6,719円の歳入がございます。こちらのほうはエシカル消費に関する啓発事業に22万5,000円、相談員の研修助成として2万1,000円程度ということで、24万6,719円の実績でございます。

委員長 木村委員。

木村佐知子 委員 なので現状、人物費には充てていないということではあるんですよね。

次に、2番について伺うんですけども、デジタル化において地方公共団体に生じる費用ということで、今、システムの標準化などもやっていると思うんですけども、それが終わった後にやるということなのかなと思いますが、現状その予算についてはどのような予定をしているかも教えてください。

委員長 くらしの相談課長。

小林元子 くらしの相談課長 現在、PIO-NETという全国消費者情報ネットワークシ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

システムが、消費者庁のほうで実施しているシステムがございます。こちらのほうの周辺機器ですがパソコンについては国からの貸与で対応しております。実際に新PITO-NETの導入につきましては、消費生活相談は自治事務であるということから国からの貸与はなくなり、パソコンその他周辺機器は各自治体で準備することとなっております。本区につきましては、情報システム課と協議の上、LGWANを使ったシステムを導入する予定でございまして、パソコンやその他機器についてもリースの端末を利用する予定でございます。

委員長 木村委員。

木村佐知子 委員 それを、自治事務なので、こちらの自主財源でやっているということと現状は理解いたしました。

そんなわけで、これをざっと読みますと、いかにも今すごくその国から交付金が支給されていて、それがなくなったら困るよというような内容に見えるんですけども、この人件費に充てることができるというのは、いろいろな条件があって、本区ではそれに当てはまらないというふうにも聞いていまして、だからそこは必ずしも多くはないんですね。だからなくなったからすごい困るかというと、ないよりはあったほうがいいけれどもというレベルなのかなと思っております。

2番のデジタル化につきましては、先ほど課長の答弁でもありましたとおり、自治事務だから基本はそのシステムについては、デバイスも含めて自治体で用意してねということで、そういう立てつけなのは分かりますけれども、その点についてのほうがむしろ負担は大きいのかなというふうに思っております。

以上のようなことから、そんなにすごくインパクトが大きいかなというと、書いてあるほどではないんじゃないかなということと、あとは、令和8年度ですか、あっ、すみません、今その国会で審議されようとしている概算、来年度の予算の審議の中でそういう予算措置についても議論を既にされているそうとして、この陳情自体が令和7年8月に発出されてはありますけれども、これの基となった日弁連の意見書というのが昨年、2024年に出されたもので、ちょっと内容が更新されていない部分もあるのかなということもあるんですけども、そんなこともあります、全体的にはその消費者行政に対する国の支援は必要かなと思いますので、結論としては賛成したいと思っております。

それで、すみません、聞きそびれたんですけども、消費者相談の実態なんですけれども、この陳情の前提といったとしても、すごくその消費者相談が専門化、細分化していく、費用もかかってきているからということが前提にあるんですが、現状の本区での相談状況を教えていただけますでしょうか。

委員長 くらしの相談課長。

小林元子 くらしの相談課長 令和6年度の相談実績でございますが、年間1,818件でございます。相談については多岐にわたりまして複雑化している状況で、聞き取りも非常に時間がかかっている状況でございます。また、令和7年度につきましては、前年同月比で1.3倍ほど

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

相談件数も増えているような状況でございます。以上でございます。

委員長 木村委員。

木村佐知子 委員 今の1,000何件というのは、多分、頭数のことで、同じ方が何回も来たりもするんだと思うんですね。なので、いずれにしましても消費者相談のニーズは増えているのかなと思います。

そうしたこと加味いたしまして、本陳情については、当会派は採択をお願いしたいと思います。以上です。

委員長 ほか。

望月委員。

望月元美 委員 自民党のほうは、まずは採択をお願いしたいと思っています。

理由としましては、今、木村委員も聞いておりましたように、やはり台東区のほうでの一般財源かなり支出しているところで、実際に地方消費者行政に対する恒久的な財源確保するのは必要だと思っております。自民党の消費者問題調査会でも既に政府には提言しているところではありますが、やはり地方議会からもしっかりと声を上げるべきだと思いますので、採択をお願いいたします。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 何か木村委員の意見を聞いていたら不採択って言うのかと思って、非常にこの日弁連の何か意見書だとか、何か古いとか、いろいろな話があったんで、インパクトが少ないですか、これ。私は、これ、ここに書いてあるとおり、国の負担の割合、財政負担やはりしっかりとしていくべきだと思いますよ。このいろいろな自治事務を、その国から下ろしてきたものをそれぞれの自治体が負担をしたり超過負担があったりという実態は、やはりこれはちょっとおかしい。あとは、東京都においては今回の税制改正でさらに都税というか23区の税金を地方に持つていこうという動きのある中で、こうした取組はしっかりと意見書、これ意見書、上げてくれでしたか。

委員長 そうですね。

青柳雅之 委員 ですね。意見書を上げて、この地方の自治体の実態、あるいは23区内の実態、さらにはこの消費者行政に関わるその現場でのいろいろな負担といいますか件数が一気に増えているということも含めて、これはしっかりとやっていただきたいと思う。

その上で、そういう意味も含めて採択をお願いします。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 1つ質問なんですけれども、今、区で相談をされている方の身分というのかな、正職員なのか会計年度なのか、またあと、人数どのくらいいるのか、それを教えてください。

委員長 くらしの相談課長。

小林元子 くらしの相談課長 現行、相談員につきましては会計年度任用職員として5名の

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

採用しております。消費生活専門相談員ですとか、消費生活アドバイザー、消費生活相談員、その3つの資格のいずれかを持っている職員が対応しているというような状況でございます。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 その3つの資格のこと今、答弁いただきましたけれども、やはり専門性の高い方が相談をされているというところもあるので、もちろんきちんと国が、非正規労働者ではなくて、会計年度ではなくて、正職員が充てられるような予算措置も含めて、やはり国に求めていくべきだろうなというふうに思っています。

この陳情については採択を。以上です。

委員長 弓矢副委員長。

弓矢潤 副委員長 公明党会派としても採択をお願いいたします。

委員長 これより採決いたします。

本件については、採択の意見が多数ありますので、採択することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

なお、意見書の提出については、本委員会合意の意見として、委員長から議長に申入れをいたします。

また、案文については、正副委員長にご一任いただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

委員長 次に、案件第4、陳情7-15、16、固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関することについての陳情(2件)を議題といたします。

本件は、新たに付託されたものであります。

事務局次長に陳情の趣旨を報告させます。

(櫻井議会事務局次長報告)

委員長 それでは、本件についてご審議願います。

望月委員。

望月元美 委員 これに関しては毎年同じように陳情が出されています。それなのにやはり、この理由に書いてありますように、もうコロナ禍が明けたとはいえ、今の物価高騰の状況を考えますと、ぜひ採択をお願いいたします。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 都市計画税の2分の1軽減、これは本当になくなってしまったら小規模事業者、家賃とか賃貸でやっている人など本当、負担が増えるんだろうなと思うし、小さな賃貸業をやっているところなどはこれがないと本当、家賃に跳ね返っていかなくてはいけなくて、その辺すごく困るというのもあって、もっと軽減してほしいなという声なども聞いていますけれ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ども、もちろん税金のことですので単純にというふうにお話しさせていただいているけれども、これについての陳情は採択です。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 青色申告会の区内の2団体の皆様には毎年のようにこの活動をされていて、私たち区議会としても毎年のように意見書を出しているという状況が続いています。その中でやはり問題にしなければいけないところは、この固定資産税はあれなんですが都市計画税ですね、都市計画税というのは、本来、基礎的自治体に課税自主権があるものですから、東京都以外でいったら一般市は、税率も含めて、あるいはその都市計画税をかけるその地域のエリアの範囲とかについてもそれぞれ決められるんですよ。ですので、本来でしたら基礎的自治体である台東区が都市計画税の税率について東京都にお願いするというのは、やはりおかしな話なんですね。ですので、これは今までの意見書にも多少入れてきた経緯はありますが、この都市計画税と都市計画交付金の問題、これは都区制度改革の積み残した課題の、今となっては一番大きな部分になっていますので、この、その矛盾といいますか、このおかしな、この区側が都に税率についてお願いしなければいけないということはやはりおかしいと思います。当然これ台東区に自分たちで税率を決める権限があれば、今の経済状況等を勘案してこうした減額、あるいは鈴木委員も今言っていましたが、もっとこれ以上の減額を区独自で行ったりとかいうことができるじゃないですか。その部分をしっかりと考えていただきたいと思います。

それともう一つ、この住民の皆さんのが減額をされていながらも本当に絞り出した都市計画税がちゃんと台東区のために使われているかというところの問題ですね。これは先日の決算委員会でも申し上げましたが、都市計画税に払った部分が都市計画交付金という形で台東区に下りてきてそこで使うんですが、都市計画交付金の交付がここ数年間ゼロ円が続いているんですよ。一番直近で使われたのが、あのオリンピックのときの雷門前の道路の舗装、あれを耐熱化するあの舗装事業ですね、あれに使われて以来、台東区はずっとゼロ円で来ていると思うんですが、それ間違いないですか。最近また来ましたか、来ていないか。財政課来ていないか。分かりました。じゃあ、私がここまで説明してしまいましたが、決算委員会でも言ったんで間違いないと思います。

ということで、本来、都市計画税を徴収した場合はもっといろいろなところに使えるんですね。例えば都市公園の維持管理などにも使えるわけですから、台東区内の区立公園はほぼ都市公園ですよ。そうすると、区立公園の維持管理などにもこの住民の皆さんのが都市計画税として納めたお金が使われるはずなのに、これがなぜか東京都に天引きをされた上で、23区にはそういういたところには認められていないということを、ぜひこの実態を青色申告会の皆さんにもよく存じ上げていただきたいと思います。そして、この都市計画税と都市計画交付金の課題を棚上げしたまますずっと来ているのはどんな勢力の人たちなのかということも改めて思い出していただきたいというふうに思っています。23区の区長会は、もう全力でこの問題に取り組んでいます。あるいは財政課長会等のそれぞれの部署でもやっていますが、もう本当に悔しいことに、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

今、小池知事ですけれど、国に対しては税金が天引きされていく、地方に回されていくことに対して強烈に反発をしていますが、23区の都の関係においては本当にこの理不尽なことをやっている、この実態を改めて皆さんにお伝えをし、ぜひ、意見書を上げる場合はそうしたところもしっかりと議長を中心に文案考えていただきまして、課税自主権の問題、あとは使い道の問題、この2点の都市計画税の矛盾についてもしっかりと入れ込んでいただいた上で意見書を上げていきたいというふうに思いますのでよろしくお願ひします。

陳情は採択です。

委員長 ほか。

木村委員。

木村佐知子 委員 当会派も採択でお願いします。今までいろいろな方、同等意見なんですねけれども、最後の都との税配分の話は、それ自体の陳情ではないですけれども、区のやはり実際に事業されている方からの声ということで、区としてはそこを重視していくべきだと考えます。

結論としては採択でお願いします。

委員長 弓矢副委員長。

弓矢潤 副委員長 採択でお願いします。

委員長 これより採決いたします。

本件については、採択の意見が多数ありますので、採択することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

なお、意見書の提出については、本委員会合意の意見として、委員長から議長に申入れをいたします。

また、案文については、正副委員長にご一任いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

委員長 次に、案件第5、特定事件の継続調査についてを議題といたします。

おはかりいたします。本委員会の特定事件については、議長に閉会中の継続審査の申出をいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、本委員会の特定事件の継続調査については、そのように決定いたしました。

委員長 以上で案件の審議を終了いたしましたので、事務局次長に委員会報告書を朗読させます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

なお、年月日、委員長名、議長名及び陳情者の住所、指名の朗読については省略いたします。
(櫻井議会事務局次長朗読)

委員長 次に、理事者から報告がありますので、ご聴取願います。

なお、同じ所管からの報告については一括して聴取いたします。また、補正予算については報告を聴取するのみで、質疑は行いませんので、よろしくお願ひいたします。

初めに、区民部の補正予算について、令和8年度の指定保養施設について及び「協働事業提案制度」に係る令和8年度実施事業について、区民課長、報告願います。

区民課長。

櫻井洋二 区民課長 それでは、令和7年度第5回補正予算のうち、区民部に係る概要についてご説明いたします。

資料1をご覧ください。初めに、歳入です。区民部歳入予算は942万1,000円を増額し、補正後の総額を334億1,452万7,000円といたします。内訳については、戸籍住民サービス課で氏名に振り仮名を記録するためのシステム改修補助金として国庫補助金を647万5,000円歳入いたします。中長期在留者住居地届出等事務費は、マイナンバーカード、在留カード等一体化情報機器整備費として国庫委託金を294万6,000円歳入いたします。

2ページをご覧ください。歳出です。区民部歳出予算は1,859万9,000円を増額し、補正後の総額を87億5,362万9,000円といたします。内訳については、戸籍住民サービス課の戸籍事務において共同親権対応に必要なシステムの機能を改修するため885万1,000円増額し、氏名の振り仮名法制化対応において戸籍に振り仮名等を記録するために必要なシステムの機能を改修するため680万2,000円増額いたします。また、住民基本台帳事務において入管法の改正によりマイナンバーカード及び在留カードが一体化された特定在留カード等の交付に対応するため、情報機器端末の購入経費として294万6,000円増額いたします。

補正予算の説明は以上です。

続きまして、令和8年度の指定保養施設についてご説明いたします。

資料2をご覧ください。項番1、概要です。3か所ある指定保養施設のうち、2か所の変更についてでございます。(1)は、箱根にございます季の湯雪月花が来年度、工事に伴う休館を予定していることから、その代替施設について選定いたしました。(2)は、鬼怒川にございます鬼怒川観光ホテルより契約終了の申入れがあり、8年度は契約を更新できないこととなりました。

次に、項番2、代替施設でございます。まず、(1)の期間は、来年度1年間になります。(2)の施設名は、軽井沢1130(イレブンサーティー)、所在地は群馬県嬬恋村で、(3)の施設の特徴は、資料記載のとおりでございます。(4)の区民利用料金につきましては、区補助金差し引き後の料金として、平日1人当たり1万3,000円から2万3,000円を予定しております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

2ページをご覧ください。次に、項番3、鬼怒川観光ホテルとの契約終了でございます。

(1)の所在地、(2)の契約者は、資料記載のとおりです。(3)の契約終了の経緯でございますが、本年9月に運営会社が変更し、契約の継続に向けて協議を重ねてきましたが、相手側の条件が厳しく、残念ながら令和8年度3月31日をもって契約終了となるものでございます。

次に、項番4、周知方法は資料記載のとおりでございます。

最後に、項番5、今後の予定でございます。本委員会に報告後、区公式ホームページにて周知し、資料記載のとおり進めてまいります。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

続きまして、「協働事業提案制度」に係る令和8年度実施事業についてご説明いたします。

資料3をご覧ください。項番1、提案事業の募集です。(1)募集区分については、区設定テーマ、パブリックスペースの利活用による地域コミュニティの醸成と自由テーマから募集しました。(2)応募事業数については、自由テーマのみ3団体からでございました。

次に、項番2、実施事業の選定です。外部有識者等から構成する審査委員会において、提案事業について協働の必要性や事業の実用性などの観点から審査を実施いたしました。(1)審査委員メンバーは、資料記載のとおりです。2ページをご覧ください。(2)審査項目については、台東区協働指針の原則を踏まえ、協働の必要性や事業の実現性を中心に審査いただけました。(3)の1次審査では、7月23日に書類審査及び協議を行い、いずれの団体も通過となりました。(4)の2次審査では、8月27日に団体によるプレゼンテーション及び審査委員会での協議を行った結果、1番の事業を採択いたしました。3ページをご覧ください。(5)2次審査での審査委員からの主な意見として、採択されたの提案に対しては課題認識の効果、他分野への広がりも期待できるという評価があった一方、団体運営に関する課題が上げられています。次に、との提案に対しては、テーマは重要であるが、事業対象や協働による効果に関する課題点が指摘されており、結果としての事業が採択されたところでございます。

次に、項番3、採択事業(令和8年度実施事業)の概要です。(1)事業名においては、資料記載のとおりです。(2)事業内容については、障害者、障害児の運動不足を解消し、心身の健康を促進するとともに、その家族や施設職員の負担軽減を図るために、団体スタッフが施設に出向き、オリジナルダンスマソッドのレッスンを行うものです。(3)実施団体は資料記載のとおりで、(4)事業担当課は障害福祉課です。

最後に、項番4、今後の予定でございます。12月下旬に採択事業及び実施団体を公表し、令和8年度から事業を実施いたします。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

(委員長退席、副委員長着席)

副委員長(弓矢潤) 初めに、令和8年度の指定保養施設について、ご質問がありましたら、どうぞ。

青柳委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

青柳雅之 委員 これ昨年度の決算ベースなんですが、3施設合計で約870名以上の方が利用されていて、トータルの予算が、決算ベースですが、事務費が約38万、そして利用補助が257万ということで、トータルで約300万ぐらいの、そのあれですよね。それを、今まで3施設だったのを8年度は2か所に減らしていくと、当面この2か所体制でいくということでよろしいんでしょうか、確認です。

副委員長 区民課長。

櫻井洋二 区民課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

副委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 そうすると利用者、あるいはそのトータルの予算要求金額ですか、その辺りも変更が見られるんでしょうか。

副委員長 区民課長。

櫻井洋二 区民課長 今年度の実績に基に予算のほうは決めていくんですが、今回申入れがあつたのが予算要求する後でございましたので、若干その辺は、ただ、加味します。

副委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 トータルの利用者さんも若干減っていくという認識でよろしいんですかね。

副委員長 区民課長。

櫻井洋二 区民課長 実績としては確かにちょっと右肩下がりではあるんですが、期待としては上がっていってほしいというのはもちろん持っております。

副委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 分かりました。いろいろな意見がある事業であります。ただその一方で、利用されている皆さんからは非常に好評である、あとは、今、現役でお仕事されている方たちも引退した後はこうした区の保養所にもう毎月のように行くような暮らしをしたいなと言っている方もいらっしゃるので、その辺りは今後も利用者の方、あるいは利用したくてもできない方の意見も踏まえながら進めていっていただきたいと思います。

了承です。

副委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

副委員長 次に、「協働事業提案制度」に係る令和8年度実施事業について、ご質問がありましたら、どうぞ。

鈴木委員。

鈴木昇 委員 今回、協働事業で区の設定するテーマ、区設定テーマに対する応募がゼロというふうになっていたんですけども、なぜ応募がなかったのか、課題は何かというふうに考えているのか教えてください。

副委員長 区民課長。

櫻井洋二 区民課長 資料、確かにゼロって記載されているんですが、実はその前段階の事

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

前エントリーというのがございまして、そこでは2事業の応募はございました。ただその2事業については、その後、所管課との相談だったりとかということで、本申請には至らなかった、結果ゼロだったということでございます。またその、そもそもその提案が事前が2件しかなかったということもありますので、そのテーマの設定の在り方であったり、例えば周知も含めて、反省材料として今後に生かしていきたいとは思います。

副委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 やはり区がこういうふうに協働提案をしていく中で、区の課題を解決するために協働事業というのも一つの方法としてあるからやってきたという経緯があるというふうに私は思っていて、過去の委員会の中でこの協働事業などでね、例えば区の職員が区の課題、これ所管を超えてというところですよ、区の課題について意見ができるような環境を整えてほしいとか、過去の委員会の中では区の職員が提案したものがどのぐらい事業として進めてきたのかとかいう幾つか質問をしましたけれども、やはりこの事業については民間事業者と区がどういうふうに協働したらよりよい区民サービスができるのかという視点でされていると思うので、ぜひ区の設定するテーマ、エントリーでは2事業者あったということなので、じゃあそことのところでもうちょっと深くそのエントリーされたところとディスカッションして、そうすればエントリーできる状況になるんであればそういうふうにやっていただきたいですし、もっともっと区の職員が本当に区の、区民に対して区民の困ったとかこうしてほしいという改善をできるような、先ほど青柳委員が言ったような事業提案みたいなね、窓口提案みたいなことも含めて議論していただきたいなと思います。のことだけ意見申します。以上です。

(副委員長退席、委員長着席)

委員長 望月委員。

望月元美 委員 ちょっとお聞きしたいんですけども、この採択された協働事業の実施結果ですか成果をできればその翌年の委員会に報告してほしいと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

委員長 区民課長。

櫻井洋二 区民課長 成果報告につきましては、これまでホームページ上でしているところでございますが、所管委員会につきましては、例えば協働という視点で区民文教でやるのか、または事業実施する所管の委員会でやるのかということもちょっと含めまして考えてまいります。

委員長 望月委員。

望月元美 委員 実際確かに各所管が担当しているので、区民課のほうで全部把握というのは難しいのかなとは感じています。区のホームページのほうには令和5年からのを記載されているようになったので、その辺については評価しておりますが、平成30年からこの始まった協働事業提案制度の中で、3つの採択事業がその後、事業化していると思います。やはり今後、その辺についても参考としてこの報告のところに記載してほしいんですが、その点については

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いかがでしょうか。

委員長 区民課長。

櫻井洋二 区民課長 その、今、委員があっしゃったように、これまでやった中で3事業継続しているんですけれども、そういう内容につきましてもホームページ上で分かるような形で載せていいたいと思っています。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 今回、採択をされたということなんですが、ここに書いてある、障害者施設に出向きて書いてあるんですが、これどういう障害を持った方で、どういう施設の提案だったんですかね。

委員長 区民課長。

櫻井洋二 区民課長 どちらかというと身体に障害がある方を対象としてございまして、場所につきましては、例えば子供であれば松が谷福祉会館であったりとか、ほかにもグループホームであったり、就労継続支援の場所であったりとかいうところでこの事業を実施することを今、考えているところでございます。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 ちょっとこの団体の何か実績みたいな、ホームページとか見ると、それなりの何かスタジオみたいなところでダンスをやっているという印象があって、台東区内の障害者施設でこんなスペースが、余裕があるところあったかなとか、あと、今あっしゃった福祉作業所なども結構狭いところで作業されていたりとかするし、あとプログラム、ずっとこうはまっていたりとかするじゃないですか。そのダンスをする時間を割いて、スペースも割いてということが現実的に台東区内の障害者施設で可能なのかな、その辺り、所管課とも連携した上の話なんですか、これ。

委員長 区民課長。

櫻井洋二 区民課長 おっしゃるとおり所管課とは調整した上なんですけれども、現在それを想定しているんですが、やはりこれ狭いなということであれば区民館を利用していただいたりとか、区の施設を利用して実施していただくことも考えています。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 分かりました。

あともう1個は、先ほどもお話ありましたが、区の設定テーマってあるじゃないですか、これはある程度そのニーズというか、今回はパブリックスペースと地域コミュニティ、何となくどの施設辺りを想定しているのかな何ていうのもちょっと想像してしまうんですが、ニーズがあるわけですよね、行政ニーズが。じゃあ、今回自由設定なんで、これはもちろんそれぞれの皆さんか、ほかの自治体での実績等もあったんですが、これはじゃあ、そのニーズはあるんですか、障害者施設としてこうしたダンス、あるいはその一定時間帯を別団体に入つてもらって何かプログラムを実施したいという、そういう要望はあったのかな。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 区民課長。

櫻井洋二 区民課長 ニーズ、所管からはテーマ募集として、例えば今回のこの障害がある方に対してのダンスレッスンという要望はなかったです。

青柳雅之 委員 ああ、もちろんそこまで具体的なのはね。ああ、ごめんなさい。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 もちろんそこまで具体的なのがあったらさ、とっくに所管課としてやっていると思うんですけれど、要はその何かこま数を何かボランティア団体に来てもらいたい。高齢者施設とかだと結構いろいろな団体が入っていたりとか、何でしたっけ、デイサービスとかは意外と時間持て余しているときが多いので、あとはスペースもありますよね。だからその外部団体、どんどん受け入れたりとかしているんですが、その障害者関係の、関連の施設だとそこまでじゃないのかなというふうに思ったもんですから、何かこう押しつけ的になってしまふんじゃ何かあれかなと思ったもんで、そこだけ心配したんですが、いかがでしょうか。

委員長 区民課長。

櫻井洋二 区民課長 すみませんでした。先ほども言ったように、本提案の前に実は前段階で事前エントリーをしてもらって所管課と事前の打合せをした中で、このダンスにつきましては所管課のほうも、あっ、これはいいねということで本提案に至ったということでございます。

青柳雅之 委員 分かりました。じゃあ、実際行われるのを楽しみにしていますので、ぜひいい実績をつくってください。ありがとうございます。

了承します。

委員長 区民課長。

櫻井洋二 区民課長 すみません、先ほど青柳委員のほうから指定保養施設のほうで来年度、8年度以降、2施設でやっていくのかという質問で、そのとおりですとお答えしたんですが、来年度、大規模改修をしている箱根の施設が終了後も引き続き、すみません、指定保養施設としてやっていくよということであれば3施設になります。箱根と軽井沢と熱海ということでございます。すみません、訂正させてもらいます。

委員長 よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、民法改正等に伴うシステム改修及び住居地等記録端末機器の整備について、戸籍住民サービス課長、報告願います。

戸籍住民サービス課長。

村上訓子 戸籍住民サービス課長 それでは、民法改正等に伴うシステム改修及び住居地等記録端末機器の整備についてご報告いたします。

資料6をご覧ください。初めに、項番1、目的及び概要でございます。まず、(1)につき

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ましては、民法の一部改正に伴い、共同親権の選択が可能になることから、戸籍の記載事項に関するシステム改修を行うものでございます。次に、（2）は、来年5月25日をもって戸籍の氏名の振り仮名の届出の期間が終了することから、届出のなかった振り仮名について、区による一斉記録を実施するため、システムを改修するものでございます。次に、（3）は、出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴い、マイナンバーカードと在留カードを一体化することが可能となるため、専用端末機器を整備するものでございます。

次に、項番2、補正予算額（案）は、資料記載のとおりでございます。

最後に、項番3、今後の予定でございます。年度内に戸籍システムの改修を行い、以下、資料記載のとおり進めてまいります。

簡単ですが報告は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

木村委員。

木村佐知子 委員 ありがとうございます。2番の補正予算額のところを見ますと、歳入と歳出でかなり差がある、900万円ぐらい差があるんですけれども、この差について、内訳というはどうなっておりますでしょうか。

委員長 戸籍住民サービス課長。

村上訓子 戸籍住民サービス課長 まず、歳入の中には戸籍の振り仮名の記載に関する補助金が647万5,000円、在留カードとマイナンバーカードの一体化に伴う記録端末機器の整備につきまして、委託費としまして294万6,000円、つきましては、共同親権に関しましては補助金はございません。

委員長 木村委員。

木村佐知子 委員 そこなんですけれども、その共同親権についての補助金がないというのはどういう理屈なのか、分かれば教えてください。

委員長 戸籍住民サービス課長。

村上訓子 戸籍住民サービス課長 戸籍住民サービス課の認識としましては、共同親権の実施に伴う戸籍システムの改修ということで、戸籍法に関する改修になりますので、対象が違うというところで補助金はないというふうに認識をしているところです。

委員長 木村委員。

木村佐知子 委員 ちょっとよく分からぬ部分もあったんですけど、要するにその改正の根拠法によって、その担当省庁が予算を持っていれば予算をつけてくれるし、持っていないでそれこそ自治事務だという話になると各自治体でやってくださいという話になるんだと思うんですね。私はそれはちょっと不公平だなということをここで言いたかったんですけども、それは区としてはどうしようもないと思うので、肅々とやっていただければと思いますが、私としてはそういった法改正によって地方自治体に負担をかけるのは違うんじゃないかなということだけ意見を述べさせていただいて、これは了承します。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 ちょっと文章読んでいて気になってしまったんで質問させてもらうんですけど、カード内に内蔵されたICチップに情報を記録するためってあるんですけども、ICチップの中に入る情報というのは、その行政が持つ端末じゃないと見れないのか、もしくは交通系カードなどをスマホにかざすと残金とか、あとどこからどこに行きましたというのが見れたりするんですけど、その辺のセキュリティのことってどういうふうになっているのか教えてください。

委員長 戸籍住民サービス課長。

村上訓子 戸籍住民サービス課長 今回設置いたします住居地等記録端末機器には住所地等を書き換えるアプリを登載します。そちらの端末でICチップの中に書き込んだり読み込んだりするものでございますので、ほかの装置によってそのICチップを読み取ることは不可能と考えております。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 アプリを、そういうソフトを行政が入れて、行政の中であれば見れる、私がそのアプリを手に入れて、私のスマホで見れないという認識に至っているのであれば、一定、安全なのかなというふうに思いながらも、アプリ、ソフトですので、どういうふうにこれから悪用されるか、また活用されるか、ちょっと分からないので、どこまで何をICチップの中に保存、保管していくのかというのは懸念されるところではありますので、今後も経過は見てていきたいと思います。

このことについては了承します。

委員長 よろしいでしょうか。

鈴木昇 委員 はい。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 これ、マイナンバーカードの一体化というところですよね、ポイントは。ちょっと私、認識があれなんですけれども、その在留カードとマイナンバーカードが一体化することで外国籍の方ですか、何かメリットが増える部分もあると思うんですが、その辺りはいかがですか。

委員長 戸籍住民サービス課長。

村上訓子 戸籍住民サービス課長 現在日本に在留される方、3ヶ月を超えて在留される方については中長期在留者なので在留カード、それから特別永住者につきましては特別永住者証というものと、また別にその方が希望すればマイナンバーカードを持つことができるようになっております。今までその在留カード、特別永住者証につきましては、あっ、ごめんなさい、在留カードにつきましては出入国在留管理局のほうで発行をしておりまして、その在留資格によって滞在、在留期間が定められておりました。一方でマイナンバーカードにつきましては各自治体、お住まいの自治体に申請をすることで、その在留期間に合わせたマイナンバーカード

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

を自治体のほうで申請をする必要がございまして、それぞれの2か所の省庁に行って、省庁というか役所の窓口に行って手続をする必要がございました。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 分かりました。特に特別永住者の方ですかね、こうした手間が省けて、サービスの幅が広がっていくのかなと思います。

それで、あともう1個確認なんですかね、じゃあ、今の話でいくと、いわゆる日本国籍の方が持っているマイナンバーカードとは違う、この、特定在留カードというのかな、一体化した何か別のものがまた発行されるということなんですか。

委員長 戸籍住民サービス課長。

村上訓子 戸籍住民サービス課長 見た目は一般的マイナンバーカードと似てありますけれども、中身にはその在留資格とか在留期間が載っている特定在留カードが発行されます。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 分かりました。

あと、ちなみに、この専用端末は何台ぐらい、出張所とかもあると思うんですが、何台ぐらい予定していますか。

委員長 戸籍住民サービス課長。

村上訓子 戸籍住民サービス課長 合わせて13台を配備する予定でございまして、区民事務所分室には1台ずつ計5台、戸籍住民サービス課には8台備える予定でございます。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 最初の項目でもあったんですが、戸籍窓口のいろいろな混雑ですとか負担ですとか、これがまたちょっと増えるのかなというのが一つと、あとその一方で、将来的には、結構1階も外国籍の方が随分お待ちになっている状況をよく目にしますが、そうした皆さんもいろいろな手続が庁舎の1階窓口以外でもどんどんできるようになってくれれば、将来的には混雑緩和にもつながってくるのかなというふうに思いますので、この取組をしっかり進めさせていただきますというか、慎重に進めていただきたいということを要望して、了承です。

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、教育委員会の補正予算について、庶務課長、報告願います。

庶務課長。

山田安宏 庶務課長 それでは、教育委員会に係る補正予算についてご説明いたします。

資料は7をご覧ください。歳出でございます。歳出予算を530万円増額し、補正後の額を302億3,395万5,000円といたします。課ごとの内訳につきましては、記載のとおりでございます。

2ページをご覧ください。中央図書館で、石浜図書館の空調設備の老朽化に伴い、3階書架等に空調設備の増設工事を実施するため、社会教育費、図書館費、図書館管理運営に530万円を計上いたします。また、本件は、次の債務負担行為におきまして、令和8年度の限度額802

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

万1,000円を計上しております。

簡単ですが説明は以上でございます。

委員長 ただいまの報告については、聴取のみとさせていただきます。

委員長 次に、令和8年度区立幼稚園及び認定こども園（短時間保育）の募集状況について及び区立中学校選択制度の選択状況について、学務課長、報告願います。

学務課長。

仲田賢太郎 学務課長 それでは、令和8年度区立幼稚園及び認定こども園の募集状況についてご報告をいたします。

まず、資料8をご覧ください。項番の1、区立幼稚園でございます。（1）入園申込みの表でございますが、表の左から3歳、4歳、5歳の申込み状況で、太枠の欄が各年齢の来年度の在籍予定数でございます。このうち、根岸、金竜、田原、台桜、育英につきましては編制基準は10名、それ以外は旧基準が適用され、今まで7名でございます。3歳児クラスの田原幼稚園でございますが、学級編制基準である10名に達しなかったため、令和8年度3歳児クラスは編制いたしません。田原幼稚園の来年度編制ができないことについては大変多くのご意見を頂戴している状況でございますので、教育委員会としましては園と連携をして、既存の園児への教育に支障がないよう適切に対応するとともに、保護者会等を通じまして保護者や地域の学校運営関係者に対しても丁寧にご説明をしてまいりたいと考えております。結果としまして、来年度の3歳から5歳の在籍予定数の合計でございますが、表の右下に記載のとおり371名となります。

次に、（2）預かり保育の申込みについては表に記載のとおりでございます。記載の人数は定期利用登録の申込数でございまして、定員に空きがある場合は随時利用も可能となっております。右下の合計欄にございますとおり、登録予定数は128人となりまして、昨年度の111人より増加をしております。

恐れ入ります、2ページをご覧ください。項番の2、区立こども園（短時間保育）の申込み状況でございます。石浜橋場こども園の短時間は2名という状況でございますが、こども園については長時間保育との園児と合同で保育をいたしますので、学級編制はいたします。

最後に、項番の3の今後の予定でございます。記載のとおり、入園に向けて準備を進めてまいります。

説明は以上でございます。

続きまして、区立中学校選択制度の選択状況についてご説明をいたします。

資料は9でございます。項番の1、令和8年度新入学者における選択状況でございます。資料の表は、令和8年度入学予定者のうち、区内在住者の選択状況をまとめたものでございます。左から学校名、入学可能者数、選択者数、その右に私立の受験予定や通学区域内の状況等を記載してございまして、一番右が前年度の選択実績でございます。左から3列目の選択者数をご

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

覗ください。上野中学校と浅草中学校の2校は入学予測が入学可能者数を上回る可能性がございますので、11月18日に開催をされました教育委員会におきまして抽せんの実施を決定いたしました。まず、上野中学校は入学可能者数が128人のため、通学区域内の選択者と兄弟の在籍者、抽せんの上位6人を入学予定者とし、次点以降を補欠登録順位を決定をしたところでございます。次に、浅草中学校でございます。入学可能者数160人のため、通学区域内の選択者177人と兄弟の在籍者合わせて180人を入学予定者としまして、区域外の方については補欠順位を決定いたしました。

なお、本年度から補欠登録者には二次選択を認めます。二次選択の可能校は、抽せんを行っていない15校といたします。項番の2のスケジュールでございますが、現在、他区に住所がある方の区域外就学について、上野中学校及び浅草中学校を除く5校の申請を受け付けております。区内の在住者に対しては1月の上旬頃に就学通知を発送する予定でございます。また、上野、浅草中学校の補欠登録者で2月下旬までに入学予定者への繰上げがない場合は、2月の末日までに通学区域校や二次選択をした学校のいずれかを入学校として決定をする予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 初めに、令和8年度区立幼稚園及び認定こども園（短時間保育）の募集状況について、ご質問がありましたら、どうぞ。

望月委員。

望月元美 委員 私のほうは、この預かり保育申込書のところの表のほうでちょっとお聞きしたいと思っております。

令和7年のほうは111名だったのが、今回令和8年128名と登録者数が登録予定者数が増加しておりますけれども、その中で非定期登録、一時利用の人数、今年度はどのようになっているか教えていただけますでしょうか。

委員長 学務課長。

仲田賢太郎 学務課長 非定期のお申込みですが、今後、手続をしてまいりますので、今後、手続をした後に確定をするというふうな状況でございます。

委員長 望月委員。

望月元美 委員 令和7年の4月から既に始まっている一時利用者数とかの実績をお聞きします。

委員長 学務課長。

仲田賢太郎 学務課長 大変失礼いたしました。令和7年度から始まってございます預かり保育の状況でございますが、全園で平均しまして1日平均で13.4名のご利用をいただいているという状況でございます。また、今年度は10園全園で実施をしておりますので、従来から預かり保育を実施している5園について申し上げますと19.2人というような状況でございまして、昨年の平均よりも伸びている状況でございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 望月委員。

望月元美 委員 それはよかったです。令和5年度の5園のみですけれども、その令和5年は11.4人、令和6年度は17.9人と聞いておりましたので、令和7年度、今現在で19.2人ということで、やはり確実に保護者のニーズが増えているのかなというのを感じております。

それで、昨年の委員会で預かり保育に関するアンケートの実施を要望したんですけれども、それは実際実施されたのか、その結果はどうだったのか、教えてください。

委員長 学務課長。

仲田賢太郎 学務課長 今年度、幼稚園の預かり保育の利用者を対象にアンケートを実施いたしました。結果として215名の方にご回答いただいた状況でございまして、様々項目ございますが、保育の時間ですとか預かり保育の活動内容、また保育士への満足度につきましてはいずれも80%台のご評価をいただいておりまして、好評であったものというふうに認識をしてございます。

一方で、手続の満足度については、満足度は39%で比較的低かったという状況でございまして、恐らく、利用申込みのために現在システムをお使いいただいているが、そのシステムの使いづらさ等があるのかなというふうに考えております。システムにつきましては事業者のほうで用意をさせておりますので、現在改善に向けて協議を行っているところでございます。

委員長 望月委員。

望月元美 委員 やはりその申込方法がなかなか難しいというところのご意見ってやはりあると思うんで、その辺は速やかに改善してほしいと思っております。

こちらはあとは要望なんですけれども、今、幼稚園行事が例えば土日にあった場合には月曜日が振替休日となります。現在はそれに対しての預かり保育は行っていないと思いますが、やはりその保護者の方からのその預かり保育をしてほしいというお声がやはり私の方にも聞いておりますので、ぜひこの後、ぜひその辺については検討していってほしいと要望しておきます。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 台桜幼稚園が増え、今回10園になったので、一回一安心というふうに思っているんですけども、台桜幼稚園さんが園児募集行って数が少し増えたというところでいいたらば、地域のその適正年齢の子供が越してきて増えてきたのか成長してきて増えてきたのか分からないんですけども、その辺の違いの部分であったり、あと、台桜幼稚園がこういうところを工夫してきてから少し増えたんじゃないかなというふうに教育委員会は思っているというのが何がありましたら教えてください。

委員長 学務課長。

仲田賢太郎 学務課長 まず、台桜幼稚園の広報についてでございますけれども、特に今年度、周辺にある施設、例えばですけれどもコミセンの中の児童館ですとか図書館に出向きましてイベントに参加して啓発を行ったりですとか、あるいは、それ以外も地域のイベントには

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

様々参加をされまして、広報をしてまいりました。また、園独自のＳＮＳのアカウントを取得をしまして、積極的に園の行事等を発信したということがよかったですかなと思っております。また、未就園児の会というイベント、これは全園でやっているんですが、ただ、台桜に関していいますとテーマを変えて様々な内容を毎週のようにやっていたというようなことがございまして、そういう点で3歳児ですとかその保護者にアプローチができたのかなというように考えております。

また、2点目で地域の人口というところですけれども、台桜に関して申し上げますと、幼稚園は通学区域というものがございませんので、なかなかその地域の考え方難しいんですが、ただ、やはり近いところに通わせたいというのは、お声は多いかと思います。仮にですけれども、併設小学校の通学区域というような形で分析をしてみると、台桜に関していいますと入園予定の年次の年齢のお子さんの数が令和6年48人、7年は43人、今年度は49人ということであまり大きくは変化していないのかなというふうに捉えてあります。これはほかの園におきましても急激に増減があるというような、そういう区画はないというような状況でございます。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 今の課長の答弁の中で地域によって、その地域をどこで区切って見るかというの、確かに小学校単位ぐらいで見たときに大きな変化はないというふうに言いながらも田原が一桁になってしまったというのがあって、田原地域のマンションはね、直接的につながりはないですけれど、見るとやはり値段も上がっているし、家賃もじりじりと上がっているなどいうところでいうとファミリー世帯層が住みづらい地域になりつつある、なってきたという経緯があるのかなとは思ってはいます。田原幼稚園の保護者などはこの入園、来年、再来年度か、に向けてのこの園児募集についての署名活動をしようかしまいか、し始めようなんていう話も出ていると聞いていますのが、今後5年ぐらい少し先を見てなんですかけれども、今のその10人という募集停止人数というのが本当に適正なものなのかどうかというのは、現時点でどういうふうに考えているのか教えてください。

委員長 学務課長。

仲田賢太郎 学務課長 編制基準でございますが、昨年度本委員会において報告をさせていただいたとおり、例えば人口に今後大きな変動があるということも予想されますけれども、ただ学級編制基準というのは人口とかといった状況から導き出すものではなくて、教育環境を担保するためには何人が必要かという考え方で設定をさせていただいたものでございますので、ある程度長いスパンで今の基準なのかなというふうに考えてあります。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 もちろんそのえたときの委員会にも所属はしていましたので意見、そのときにも述べさせていただきましたけれども、やはり公立幼稚園は公立幼稚園のよさがやはりあって、公立としての受皿は絶対この園数は必要だなというふうに思っています。地域的にまあ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

まあ区内にいい感じではらけて区立幼稚園があるので、これ以上減らされるとやはり公立に通いたいという保護者の考え方からしたら減るのは困るなというふうに思っていますので、維持をぜひしていただきたいなと思います。もちろん私立は私立ですごく特徴的な講師を呼んでそういう園児に対しての活動をしてしたり、また、地域とのつながりも公立園とは違うつながりでその活動を持っていたりというのであるので、もちろん幼稚園バスの有無も一つ大きなものもありますけれども、ぜひ今ある幼稚園がこれ以上減らないように、どうしても今の傾向としては両親とも働くなければ台東区内で暮らすのかなか大変だというご家庭も増えてきているんだろうなと思うし、実際に増えているというふうに思っていますので、受皿としてはきちんとこれをつくり続ける、持ち続ける台東区であるというふうに思っていただきたいということだけ強く要望しておきます。以上です。

委員長 石川委員。

石川義弘 委員 1つだけちょっと言わせといつてもらおうかなと、今しがた言ったように10人を確保しないと指導するためのそのものが得られないというふうに言われましたよね。10人を確保していく、それを常に確保していくために、今これ見ていくと、実はその予定人員は771名で在籍予定数は371ということは50%を切ってしまっている、その上に預かり保育のほうも見ていくと、実はこれ50%近くになってきていて、さらに言わせてもらえば、台桜さんとか田原には一応、形上は来ている、預かり保育をしてもらいたいという人が来ている、ところが編制されないという形になってしまふ。実はその最低でも安心して1クラスは確保できるということは、これ実は教育委員会のほうが相当真剣に考えていかなければいけない問題じゃないかと、実際台桜さん、鈴木委員言ったとおり、今年は台桜さんよかったです、こういう話じゃないんじゃないかと思っている。というのが、これ今やっていること自体は各学校に責任を負わせてしまっている、各学校が、いや、みんな冷や冷やしているわけですよ。今年うちが10人切ったらどうしよう、実はその前、千束がそうだったですわ、校長たち、首絞まってしまっていますよ、正直言うと、園長、校長たちが。これは実は園長、校長たちの責任かというときに、実はこの定員数や何かを見ると、これ校長や園長たち、その地域の人たちに責任を持たせること自体が果たしてどうなのかなというふうに、私はこれ、数字だと見えてしまうんですが、この辺どう考えていますかね。

委員長 学務課長。

仲田賢太郎 学務課長 まずですけれども、各園で各園のよさをきちんと広報して、そこを園児獲得につなげていくというのが園としての本来業務の一つでございますが、ただこういった状況でございますので、そこを教育委員会としても連携をして全力で支援をしていく必要があるんだろうなというふうに考えております。その上で、昨今の状況を見まして、適切な教育に必要な学級の規模が編制できるようにという現在の状況を踏まえまして昨年度、幼稚園の今後の対応についてを決定させていただいたので、その中で、例えば他区ですと一斉に複数の園を廃園をしたりですとか、あと、既に公立園は持たないですとか1園とか2園しかないと

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いいうような状況の区も存在しております。ただ台東区としては、例えば地域の幼稚園資源がどうあるのかとか、あとは近隣の保育施設がどうあるのかとか、様々な状況あると思います。その中でやはり区民のニーズに応えられる教育環境を提供するべきだというところで、ニーズを重視しまして、学級編制基準を設定をし、またその基準が達成されない場合は今後、閉園を検討するというような考え方とさせていただいたところでございますので、考え方に基づきまして、引き続き対応してまいりたいというふうに考えております。

委員長 石川委員。

石川義弘 委員 今言ったとおり、どうにか増やさなければいけないといったときに、いろいろ手かせ足かせがついてしまっている。例えば校長先生ないし園長先生がどこかのお宅へ行って、あなたの子供、入れる年齢になってきますよねという話は、実は個人情報が漏れています。ということでできません。それから、ポスターや何か貼ろうと思っても、これは予算適正な措置としてされていません。こういうことは実は公立幼稚園では原則難しいんだと思っています。というのは、私立幼稚園は特徴ある私立幼稚園ということで、ここに予算を出して私立幼稚園は特徴をつけています。じゃあ公立幼稚園全体がそれぞれの公立で特徴を出せるのかというと、この辺はどうでしょうか。

委員長 学務課長。

仲田賢太郎 学務課長 まず、広報につきましては、当然園でも行いますし、その園のレイツの予算の中でもできることははあるのかなというふうに考えてございますが、ただやはり一つ一つの園だけでできることというのは限界があるのかなというふうに考えてあります。そのため教育委員会では全体に関わるような点、例えば園の冊子を作りまして、これ私立も公立も含めてでございますが、幼稚園のよさというものをなるべく区民の皆様にお伝えできるようなものを印刷をし、またそれをこれから就園を検討されるような世代のイベントで配ったりですか、あるいはホームページも共通のもの、またインスタのアカウント取得等も行いまして、そういった共通のところは教育委員会内で連携をして支援をしていると、そういう状況でございます。

委員長 石川委員。

石川義弘 委員 これね、今言ったように人数だんだん減ってきている、さらにこれ来年また減るでしょう。その中でまた足りないところが出てくる、もしかしたら田原小学校、田原幼稚園は足りるかもしれない、でもこの責任をその地域とか園長先生に求めてほしくないと思っています。これできれば、これ正直言うと教育委員会の責任として、しっかり増やすんだったら増やす、この園の存続させていくんだったら存続させていくと、最低10人を集めるんだったら10人集めるという努力は教育委員会がしていくべきだと思います、今の答弁の中では。それはしっかり責任を持つ形でやっていただきたい。来年もし10人以下のところが、田原幼稚園が20人以下がなるということになれば、これは潰れるということになりますので、閉園しなければいけないということになりますので、これはしっかり教育委員会が責任を持ってやっていた

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

だきたいということをお願いしておきます。いいです。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 なかなか厳しいご意見ですね。ちょうど土曜日の日に近隣幼稚園の60周年がありました。非常に特色豊かな幼稚園ですね。今、公立幼稚園、横並びで公立幼稚園ならではの特色というのももちろんありますが、個々の園の特色というのも非常に出していると思うんですね。ですので、ちょっと議長からもお話ありましたが、この入園の園児を確保する作業というのは、これは確かに大変な作業ですよ。私も近隣のエリアで人数の問題があって、ただそのときは、たまたまですけれど、幼稚園の同窓会長もいるところだったんですね、年配の町会長さんなんですが、そういうった皆さんを中心に入りでアですごい頑張って、いわゆる未就園児の会、そこはひよこの会という名前でしたが、ひよこの会のポスターがもう無数に貼られていたという状況も見ていました。ただ、私、今、議長があっしゃったとおり、じゃあこれが、じゃあ誰の仕事なのかというところに関しては非常にやはり疑問を感じます。もちろん自分の母校といいますか、地域の園がなくなってしまうということで町会ですとか卒園生を中心になってこうやって活発に動くということは一つの地域のコミュニティとしてはいい傾向かもしれません、じゃあこれがもう繰り返し繰り返し繰り返すことになったときにじゃあどうなのか、あるいは実際にそれが目的が達成されないで残念な結果に終わったときに、じゃあその地域住民の皆さんのその思いはどこに行くのかとかいうことを考えると非常に難しい問題です。

あともう1個だけ言っておきたいのは、SNSの発信ですとか未就園児の会、これも教育委員会の担当者のいろいろなサポートがありますが、最終的には園長先生だったり現場にいらっしゃるその先生たちのお仕事じゃないですか。このプレッシャーも含めた仕事量というのは本来の業務じゃないですよね。やはり園長先生も幼稚園の先生たちも実際の保育時間に全力でかけていただいて、今いるお子さんたちに対するいろいろな取組を頑張っていただく、そこにやはり集中していただいて、次年度の10人を確保するためのいろいろな取組に現場のそれぞれの園の先生の時間が割かれていく状況というのは決してよろしくないのかなというふうに思いますので、その点ぜひ、ちょっと議長とも石川委員とも似ている部分があるんですが、その点はお願いいたしたいと思います。責任の所在はあくまでもそれぞれの園、学校ではなくて教育委員会ですよね、それはもちろんだと思います。

それと、今から二十数年前のときも幼稚園の辻井がありました。あのときも私の地域の幼稚園が廃園になって、相当な運動がありました。ただ、あのときの幼稚園の廃園関係と今回のいろいろな取組と1つだけ違うところがあるんですね。あのときは廃園イコール、将来的な道筋としてその小学校も廃校になるだろうということがあったんですよ。幼稚園の辻井と小学校の辻井と結構同時期に進んでいましたので、なので、その小学校関係者も含めて大きな運動になつていったんですね。ただ今回は、いわゆる幼稚園の問題、私立もそうですが、保育園とか違う教育のシステムとの闘いといいますか比較じゃないですか。だから仮にその併設する幼稚園が縮小していったとしても、イコールその学校 자체が閉園に追い込まれるという、その懸念と

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

はちょっと違う部分なのかなというふうに思っていますので、その点も踏まえて、今回その学級編制の基準というものをきちんととつくったわけですから、それにのっとって肃々とまずは進めるということをお願いいたしたいと思います。

ただその一方で、最初冒頭に多くのご意見をいただいているということを一番最初に言いました。確かに当該地域の方たちは、あるいはバッジついている私たちも実際自分のエリアにそういう問題が勃発したら、それは体を張ってでも守りますということになっていきますよね。ですのでその辺も含めて、やはり丁寧な説明と意見をちゃんと聞くことを努めていただきたいということも併せてお伝えをし、この幼稚園に関しては了承します。

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、区立中学校選択制度の選択状況について、ご質問がありましたら、どうぞ。

鈴木委員。

鈴木昇 委員 このところ毎年この選択状況の数を見ると特定の学校でずっと抽せんになっていて、特定の学校が少ない入学者というのが、何かこういう偏りというのかな、偏在というのかな、何かすごく感じているんですね。そこに通っている保護者とか子供たちは何を見てその学校を選ぶのかというのでは、もちろんケーブルテレビで各学校が学校紹介というのをやっているのを見たり、あとは各学校に自主的に訪問して学校の雰囲気とかその生徒の感じとかを見ながらそこに行こうというふうに選ばれているご家庭が多いんだろうなとは思うんですけども。ただ、見ると、じゃあ今回少ない、桜橋や駒形がこのところずっと少ないなという印象でもあって、上野や忍、浅草などはずっと多いなという印象であってというような、この偏りがずっと続いているような、思っているんですけれども、これについて、区教委としてはどういう考え方、思いを持っているのか教えてください。

委員長 学務課長。

仲田賢太郎 学務課長 まず、偏りでございますけれど、例えばですが、選択制度は平成15年から始めてあります。その長いスパンで見ますと、今、不人気だというふうに取られがちな学校も、かつては抽せんだったりというような状況がありますので、やはり年によって大分変動はてくるのかなというふうに考えておりますが、その上で、選択をする制度なので、偏りはどうしても一定程度生じるのかなというようなことで考えていますが、ただ、今年度もアンケートを実施しまして、約9割の保護者の方が選択制については肯定的な意見をおっしゃっていましたし、引き続き選択制度については継続をしていきたいと思っております。

一方で、選択の際に誤った情報で選ばれるということがあつてはならないというふうに考えておりまして、広報ですとか、学校案内冊子、また、おっしゃっていました学校公開などを通じまして、適切な情報を提供して、お子さんが自分に合った教育環境を選択できるような、そういう環境を整えてまいりたいというふうに考えてあります。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 アンケートの結果は、9割、よいというふうになっているんだろうというのは、なるほどなと思いました。ただ、この数年というところで見ると、長いスパンで見れば、確かに凸凹というのは、一定平準化されるのは分からなくはないんですけども、やはり子供が通っているのは、あくまでもその3年間、6年生から考えれば4年間とかいうふうになるわけで、その中で、途中でね、やはり私、この学校合わないからほかに行きたい、ほかの学校に移りたいというのが単純にできるわけではないので、6年生のときに選ぶ、そのピンポイントというのはすごく重要なポイントなんだというふうに、私などは話をさせていただいているけれども、選択制がいいのか、また、地域の子供たちは地域で育てるんだという意気込みもある台東区の中で、選択制ではない方法というのがあって、やはり捨てられずに私もいるところありますので、ぜひ選択をするタイミングになる6年生には、特にSNSでの眉唾な情報がなくはないわけですから、そういうでの踊らされることなく、現地見ていただいて、どういうふうにね、学校がどうなっているのか、授業の風景がどうなのか、先生たちの意識向上がどうなのかとかってね、いろいろな情報を子供たちに与えていただきたいなというふうに思っています。以上です。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 今、少人数の話ありましたが、中学においては、確かに人数やはりある程度集めたいとなるんですが、今の選択制のレベルでいえば、そんなに、少ないからよくないというだけではなくて、逆に保護者の方によっては、ちょっと少人数の学校を選ぶこともあるみたいなんですね。ただ、問題というか、課題としては、ちょっと少人数が続いてしまうと、部活動なんですよ。スポーツ系の部活動がチームを組めないと、そういう課題が実はあるんですね。

先日もある地元の区立小学校の卒業生が台東区で初めてドラフトに指名されたんですね、野球で。母校を訪れたということが新聞ニュースに出していましたが、その学校も実は、それだけ名門の選手を生み出している野球部にもかかわらず、人数問題というのが出てしまっているんですよ。ですので、これ、大会にエントリーできないとかいうことがないように、試合に出るときのルールというのかな、地方の小さなエリアとかでは、甲子園大会なども複数の学校が一緒になって1チームをつくったりとかいろいろな取組があると思うんです。あとは練習 자체が成り立たないんで、一緒に練習するとか、そういった、人数が減ってしまったことによる弊害は、なるべく教育委員会のほうでフォローアップしていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

委員長 指導課長。

宮脇隆 指導課長 部活動のことに関わることですので、指導課のほうからお答えいたします。

現在、中学校の部活動については、在り方検討協議会というのもも含めて、地域連携、地域

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

移行ということで取り組んでおります。今、委員おっしゃったようなところというのは非常にありますし、また今後、そういった、都とか、また、全国大会に向けていく大会等というのは、やはりそういったところでのルールというのがありますので、そういったものも踏まえつつ、また今後の在り方検討協議会でも協議ながら、しっかりと部活動がまた地域連携、地域移行になつても、子供たちの活動の確保ということができるよう取り組んでいきたいというふうに思っております。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 承知いたしました。はい、了承します。

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、令和6年度いじめの認知件数について、令和6年度不登校児童・生徒数について及び「令和7年度東京都児童・生徒 体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」の結果について、指導課長、報告願います。

指導課長。

宮脇隆 指導課長 それでは、教育委員会4、5、6について一括してご報告をいたします。

4、令和6年度いじめの認知件数についてです。

資料10をご覧ください。項番1、いじめの認知件数及びその内訳の集計結果でございます。

いじめの認知件数は、小学校で441件、中学校で80件になっております。いじめの未解消件数は、小学校で124件、中学校で17件でございます。これはいじめの解消は、いじめがなくなつてから3か月を経過しないと解消とはならないため、解消していると思われるが、念のために見守りをしているという数字も含まれております。未解消の件については、当然のことですが、学校は継続的な指導をしております。また、教育委員会といたしましても、未解消の件については、小中学校全体の年度をまたいで追跡調査を実施しており、令和7年6月調査時点の解消件数は、小学校の未解消124件のうち48件が解消、中学校の未解消17件のうち16件について解消の確認がでております。

なお、小中学校において解消に至っていない事案についても、現在、解消へ向かっていることを確認しております。

項番2、いじめの認知件数の推移を表したグラフとなっております。令和6年度のいじめ認知件数を前年度と比較しますと、小学校では23件減少、中学校では27件の増加となっております。

項番3、考察でございます。各学校は、いじめを許さない指導の徹底、SOSの出し方に関する教育の推進などを実施しております。また、東京都教育委員会が示しているいじめ防止において必ず取り組む18の項目を基に、いじめ防止の取組を教員が点検評価した上で、自校の課題を的確に把握し、それらを改善するために具体的な取組を行っております。これらの各学校の取組の結果、繰り返しになりますが、令和6年度のいじめの認知件数は、前年度と比較いた

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

しまして、小学校では23件減少いたしました。中学校では、いじめの認知件数が27件増加しましたが、未解消17件のうち16件が令和7年6月30日までに解消をしております。今後もいじめの防止に向けた取組を充実させるとともに、軽微ないじめの積極的な認知や学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応を推進してまいります。

次のページをご覧ください。本案件は、参考にありますとおり、令和6年度台東区児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査を基にしております。

いじめと認知されたものについては、指導課への連絡を義務づけており、学校と共に理解を図っております。指導課といたしましては、今後もいじめの認知件数が多い学校に問題があるという捉え方はせず、いじめはどの学校、学級でも起こり得る問題と捉え、もしかするといじめではないかという視点で児童生徒を見守ることの大切さを各学校に指導してまいります。

次に、5、令和6年度不登校児童・生徒数についてご報告いたします。

資料11をご覧ください。項番1が集計結果、項番2、3はその推移を表したグラフとなっております。令和6年度の不登校児童生徒数につきましては、小学校で100名となり、前年度より6名増加し、出現率は1.41%となっております。中学校は175名、前年度より29名増加し、出現率は7.7%となっております。

次のページをご覧ください。項番4、考察についてです。

本区の不登校者数は、小学校100名、中学校175名となり、不登校の児童生徒は増加傾向にあります。小学校の不登校出現率は、国や都よりも低い値であるものの、昨年度比0.11%増となっております。中学校の不登校出現率は、国や都よりも高い値となり、昨年度比1.2%増となりました。この結果からも、学校や社会を取り巻く環境の厳しさが増えていることが分かります。子供たち一人一人が自らの生き方を主体的に考え、社会の一員として自立できるよう、様々な状況に対応した居場所づくり、教育環境の整備が求められております。

項番5、今後の対策についてです。

台東区不登校対策ガイドラインを基に、学校や家庭、関係機関との緊密な連携を図ってまいります。また、令和7年度より校内教育支援センターほっとステーション、全校、チャレンジクラス「グランツルーム」、上野中学校の設置や不登校巡回指導教員の派遣等、不登校対策を実施しております。今後も不登校の未然防止、早期対応、長期化した場合の対応等、学校と教育委員会が連携し、各校の取組の充実を含め、不登校が生じにくい、魅力ある学校づくりを推進してまいります。

なお、本件については、いじめの調査と同様に台東区児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査を基にしております。今後も不登校の未然防止、早期対応、長期化した場合の対応等、学校と教育委員会で連携して、不登校の生じにくい、魅力ある学校づくりを推進してまいります。

6、「令和7年度東京都児童・生徒 体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」の結果についてご報告いたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

資料12をご覧ください。本調査は、項番1から3に示したとおり、子供の体力や運動習慣等の状況を把握するとともに、課題に対応した施策の実態や体育、保健体育の授業等の充実、改善に役立てることを目的として、小中学校の全学年を対象として、令和7年5月から7月にかけて各学校にて実施いたしました。

調査項目は、項番4に記載のとおりでございます。

項番5、調査結果につきましては、恐れ入りますが、別表をご覧ください。

上から順に、台東区の平均値、東京都の平均値、台東区と東京都の平均値の差を示しております。2ページは男子、3ページは女子の結果となっております。都の平均を上回っている数値は背景色を青、都の平均を下回っている数値は背景色をピンクとしております。ご覧のとおり、一部都の平均を下回る種目、学年がございますが、男子の握力、反復横跳び、立ち幅跳び、ソフトボール投げ及びハンドボール投げ、女子の反復横跳び、20メートルシャトルラン及び持久走、50メートル走、立ち幅跳び、ソフトボール投げ及びハンドボール投げなどは、ほとんどの学年が都の平均を上回る結果となっております。

全国調査は小学校5年と中学校2年を対象とし、調査結果をまとめていますが、今年度の結果についてはまだ公表されておりません。

1ページにお戻りください。各学校におきましては、項番6に記載されているような取組を行うことで体力の向上に取り組んであります。

項番7、区における取組についてです。

本区におきましては、運動習慣の定着に向け、令和5年度から令和6年度まで東京都の補助を受けて実施していた、Tokyoスポーツライフ推進事業を引き継ぎ、令和7年度から台東区スポーツライフ推進事業として、記載の(1)から(3)のような取組を実施しております。これからも体力・運動能力調査の結果を基に、学校の実態を合わせた体力向上に係る取組の推進を図るとともに、学校教育全体を通した取組や家庭、学校、地域と連携した取組等により、確実に子供の運動習慣化を促進していきたいと考えております。報告は以上でございます。

委員長 初めに、令和6年度いじめの認知件数について、ご質問がありましたら、どうぞ。

木村委員。

木村佐知子 委員 ありがとうございます。

今回、いじめの件数、微増ということかなと思ったんですけども、重大事態に至ったようなケースというのはあるんでしょうか。また、過去にあったかどうかも含めて教えてください。

委員長 指導課長。

宮脇隆 指導課長 お答えいたします。

まず、重大事態については、6年度の結果、ございません。過去にもございません。

委員長 木村委員。

木村佐知子 委員 ありがとうございます。

そのこと自体は、いいのかなというふうに一応評価するんですけども、重大事態にもし至

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

れば、いじめの加害者とか被害者とかいうことが明確化されて、その時点でいろいろと対策も、例えば別教室での特別授業を行うですとか、あとはいろいろなプログラムを行うですとか、そういうフェーズに入ってくると思うんですが、その前の段階で食い止めているということだと思うんですけれども、そうなりますと、そういう別室授業だとかいうのが、ある意味、現場の判断というか、少し、何ですかね、どうやつたらいいかって、正解がないような状況なんじゃないかと思います。その辺りについて、今現場ではどのように対処されているか教えてください。

委員長 指導課長。

宮脇隆 指導課長 まず、このいじめ防止対策推進法の23条では、学校がいじめを認知した場合、被害の子供への支援と加害の子供への指導を継続的に行うことが求められております。学校は、双方の保護者にいじめの事実や学校いじめ対策委員会で協議した対応方針を丁寧に説明し、理解と協力を得ながら、安心できる学習環境を整えることができるよう取り組んでおります。また、委員おっしゃったとおり、加害の児童への指導を繰り返しても改善が見られない場合、この場合には、同法の第23条の4項に基づいて、加害の子供が別室で学習する措置を講じる場合もございます。

教育委員会といたしましては、学校と教育委員会が連携し、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むとともに、児童の安全と学習権を最優先に専門家の助言をいただきながら組織対応をしてまいります。

委員長 木村委員。

木村佐知子 委員 今ちょっと先取りして答えていただいてしまったんですけども、ちょっと懸念としましては、その被害を訴えている児童につきましては別室対応ですとか、そういったほかの別の学校に誘導するだとかあると思うんですけども、よく聞くのが、加害者、まだ重大事態に至って、加害者という表現が適切か分からないんですけども、どうして加害していると思われる子だけ一緒にみんなと授業が受けれるのというようなことがあるのですから、といった方に対する対応はどうなっているのかなということを思っておりました。今、課長の答弁では、の辺については、被害を訴えている子だけが別室に誘導されることではないと、そこは現場で柔軟に対応されているということが確認できましたので、その点は安心いたしました。

そうですね、不登校の件もありますけれども、いろいろな状態にある児童が増えてきて、現場の負担なども大きいのかなと思うんですけども、引き続き対応していただければと思います。以上です。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 いじめって、いじめた子は忘れてしまっても、いじめられた子は一生覚えているというのがやはりいじめだと思うんですね。数が増えた、減ったって毎年報告がある数では、経過としては見てはいるんですけども、どうやってやつたらゼロになるのかって、すご

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

く難しいことだろうなというふうに私自身も思っていつつ、いじめゼロに向けて、学校内で、または区教委のいろいろなサポートで向かっていただきたいなというふうに思っています。

お伺いしたいことが、今回このいじめの認知の中で外国にルーツを持つ児童生徒というのが件数としてあるのか、それはどうですか。

委員長 指導課長。

宮脇隆 指導課長 お答えいたします。

まず、そういう件数ということについてはございません。

言語理解が主となるような要因というケースは報告をされておりませんので、ございません。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 なるほど。例えば、じゃあ、いじめの中でいたら、外国人だからいじめられたとか、外国人だからいじめたということはないということなんですね。

委員長 指導課長。

宮脇隆 指導課長 まず、言語にまつわること、また、によって、この調査自体は項目というのが決まっておりますので、そういうた、いじめとしての数ということでは捉えはありますけれども、言語を主たる要因としたケースというのは捉えていないというところであります。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 分かりましたと言っていいのかな。分かるような分からないような。

その外国にルーツを持つとか、いわゆる容姿が明らかに違うとか、おまえの親は外国人だろうとか、おまえは何々人じゃないかみたいな、そういうことでのいじめは、いじめ 자체はあるけれども、それだけの件数を抽出はしていないというふうに認識をしました。

そういう認識の中でなんですけれども、秋間議員の一般質問の中で、少し展開でも言いましたけれども、やはり、実は学校内でのいじめにつながっていない、いじめと認定をされていないことであっても、ちくちく言葉で、おまえは日本人じゃねえんだから後ろ並べというような、それってすごくちくちく言葉で、言っては駄目だよと言っていながらも、使ってしまったから、今回そういうのが事例として挙がってみたりね。あと、外国から事情があって避難生活をせねばならぬ子供たちが、台東区内の学校でうまく受け入れられずに、ちょっと不登校のほうにもうなってしまうんですけれども、つながってしまうとかね。そういうところがないような手立てというのがやはり大事だと思うので、その区切りの部分、これが外国人に対してのいじめですとかいうのは、今の段階では、その区切り、仕切りの部分はないのかなとは思うんですけれども、やはりそういうところも調査の中では、資料としては教育委員会として持っていただきたいなというふうに思いますけれども、その点何か議論されているものはありますか。

委員長 指導課長。

宮脇隆 指導課長 やはりそういった外国にルーツのある子供たちに対しての関わりというところでは、やはりそういう文化を理解するとか、また、その子供たちのことについて知ることを各学校でも様々な教育活動を通じてやっているところではあります。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ですので、やはりそういったことにつながらない、また、そういったことがあった場合は、すぐにその場で指導したりというようなこともやっていきながら、早期に本当に対応していくということはこれからも重要になってくると思いますので、そういったことをしっかりと指導してまいりたいというふうに考えております。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 ぜひ、どういう仕切りを持てるかというのが、これなかなか難しいなと思いながらもですけれど、やはりいじめというものの定義の中で、今までではなかったけれども、やはり事案としては上がってきているというものは、やはりカウント1というふうにカウントができるようなことが必要だろなというふうに思っていますし、あとは、本当にそれが子供同士のいじめというのが発展していくば、大人同士だって、文化の違いを攻撃する人たちが増えてしまったり、何々人だから何とかなんだみたいなレイシストの人たちが増えてしまうというのがやはりあってはならないことだというふうに思うので、まず、そもそも教育の中で、どんな人種であれ、どんな立場であれ、平等、対等だというのが今の日本国憲法が基になっているわけですから、決して差別、区別を助長しない、させないというのがすごく大事なことだというふうに思っています。午後の委員会になってしまふかもしれませんけれども、いじめの問題でもちょっとその点は聞きたいと思いますので、よろしくお願ひします。以上にします。

委員長 このまま委員会自体は進めてしまいたいと思いますので、よろしくお願ひします。

では、ただいまの報告については、ご了承を願います。

委員長 次に、令和6年度不登校児童・生徒数について、ご質問がありましたら、どうぞ。
望月委員。

望月元美 委員 この不登校の今回の数字に関しては、そんなにすぐに効果ということはないんですけども、今後の対策のところで、令和7年度にもやってきた不登校支援の取組のところでちょっと確認をしたいと思います。

この4月から、特に中学校のほうでは不登校対応巡回教員の配置をしておりますが、その教員の方が週1回訪問ということは、7校のうち5校なので、毎日回っていただいているのかなというところも思います。その中で、実際にどのような効果があったのか教えてください。

委員長 指導課長。

宮脇隆 指導課長 まず、不登校対策ということで、ガイドラインの中でも、チャレンジ、まず、クラスということで上野中学校にありますけれども、不登校の生徒にとっては居場所となり、また、出席率ということでは、昨年度とその子供の出席率を比べたところ、それぞれ上回っているところで、実際に全体で81.8%、1、2年生は100%、昨年度よりも出席率が上回っていると。3年生については50%というところでございます。また、不登校巡回教員によるところでは、家庭訪問で登校できるようになった事例も聞いております。情報共有が進んでいるというところではありますけれども、一方で、学校に足を運べない生徒への支援方法

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

や巡回校との連携強化というのが課題というところでございます。

委員長 望月委員。

望月元美 委員 だんだんと効果が出てくれれば、来年の不登校の人数も大分少なくなってくるのかなというのを期待するところではあるんですけども、この拠点校が今、忍岡中学校1校なんですけれども、これについては、ちょっと要望なんですが、今後もうちょっと増やしていただきたいということを要望しておきます。

それと、小学校でのほっとステーションなんですけれども、これについての4月からの状況を教えてください。

委員長 教育支援館長。

増嶋広曜 教育支援館長 お答えいたします。

今、小学校のというお言葉だったんですが、一応中学校も全校開設しております、先月の利用者数でいいとすると、小学校は69名、中学校は70名の利用をしているという報告が上がってあります。

委員長 望月委員。

望月元美 委員 そういうふうにある程度不登校の生徒さん、児童の中でそれだけの人数がこのほっとステーションに足を運ぶというのはとてもいいことだと思っております。

私もある学校のほうでちょっと状況を聞いたところ、細かい事例は言えませんけれども、やはりそのほっとステーションがあることによって、実際に自分の教室に入れるようになったということも聞いておりますので、やはりこれはかなり効果があるのではないかと思っておりますので、今後またしっかりとやっていただきたいとしておきます。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 じゃあ、いじめのことでも聞きましたけれども、不登校になった子供で外国籍ルーツの子供というのはいるんですか。

委員長 指導課長。

宮脇隆 指導課長 不登校の主な要因というのは、無気力、生活リズムの不調ということであります。先ほどお伝えしましたように、言語の理解が主たる要因となってのケースというの報告は受けておりません。

委員長 今、質問は、外国籍の児童が不登校でいるのかじゃなかったですか。

鈴木昇 委員 言語理解も。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 外国籍のルーツを持つ子供がいない、かつ、言語の意思疎通がうまく取れないうからというので不登校になったという子供はいないという認識でよろしいですか。

委員長 指導課長。

宮脇隆 指導課長 今、大変すみません。現時点でちょっとその数というのがお伝えができるないので、後ほど確認します。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

鈴木昇 委員 分かりました。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 実際でいえば、やはりいろいろな事情、事情はたくさんいろいろケースケースなので、ありますけれども、不登校になってしまった外国にルーツを持つ子供というのがいるという、私自身、認識を持っていて、やはりそのスタート、きっかけが言葉が、その子、小学校の年齢で台東区に越してきて、台東区内の小学校に入って、やはり言葉の壁があって、子供同士のコミュニケーションがうまくいかず、外国籍の子供が不登校になってしまったというケースを伺ったんですけども、やはりそのような意味では、不登校になってしまふ一つの要因として、コミュニケーションが上手に取れない、いわゆる友達関係が上手につくれないからというのもゼロではないというふうに私自身思っていますので、もし正確な数字あつたら、委員会終わった後でも構いませんので、教えてください。

かつ、そういう子供たちが出てきてしまった場合には、どういうふうに区教委としては、指導、助言をしていくのか、もしあったら教えてください。

委員長 指導課長。

宮脇隆 指導課長 そういった対応に、言語にまつわるようなところということでは、教育支援館と連携をしながら、日本語の指導講師の派遣ですとか、あと、保護者の面談の通訳の派遣など、コミュニケーションを円滑に行えるようにということで対応してまいります。

また、そういうことにつながらないようにということでの未然防止という観点からも、学校では、豊かな情操とか道徳心を培って人権意識や規範意識を身につける指導を行いながら、互いを認め合う育成にも努めてまいります。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 分かりました。

本当に重要なことだと思うんですね。これから日本の国内、どこの自治体もやはり外国人の子供を受け入れていくとか、あと、一緒に共存して生活をしていくというのが当たり前な社会になっていくんだろうと思っていますので、やはり子供の教育の面で見た助言や指導というのかな、差別のない社会をどうやってつくっていくかというのは大切だというふうに思うんですね。

もう一つ、私たち共産党区議団で、上野中学校のクラスを、不登校クラスを見させていただきました。もうちょっとそこの環境を整えたほうがいいのかなという印象もなくはないので、それはこれから、細かいところなので、またディスカッションさせてもらいたいなというふうには思ってはいますけれども、自分の所属をしている学校に行けないけれども、上中のそのクラスであったら、またもっと個別的な学習ができたり、助言がもらえたたり、行きやすいので行っているんですという子供たちがいるんだというふうに伺ったので、そういう学校が、今は上中だけでやっていますけれども、北と南とバランスよく増やして、子供たちがいつでも行ける学校というのが増えていくことがいいかなというふうに思っています。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

それと、あと、ほかの自治体でなんですけれども、今、パソコンでゲームって、大人もやっていますけれども、子供たちもやはりやっていて、不登校の子供がそういうゲームを中心にして登校のリハビリテーションをやるというのかな、そういう場所があるんですって。その方とディスカッションした中で、そこから横のつながりで子供同士でゲームを通じて、パソコンゲームを通じてみたいなんですけれども、コミュニケーションが取れるようになったんで、もともと所属している学校に戻れるようになった、登校できるようになったというところもあるということなので、いろいろな支援の方法があるんだなというのを学びつつ、区教委としてもいろいろな支援の方法を考えていきたいなというふうに思っています。もちろんそれは民間委託というだけじゃなくて、学校教員を増やし、現場での子供たちの居心地のよさが出てくれればいいかなというふうに思いますので、ぜひその辺を考えていきたいなと、要望としておきます。以上です。

委員長 指導課長。

宮脇隆 指導課長 先ほど鈴木委員からご質問いただいた、不登校の要因はですけれども、外国籍のルーツがある子供たちですけれども、不登校の要因は複数的にあります、この言語理解を主たる要因として報告されるケースは今ないというところであります。個別的な国籍、また、言語を理由とした不登校は報告されていないというところでございます。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 分かりました。現状把握を努めていただきたい、子供たちが安全に通える学校づくりを目指していただきたいと思います。以上です。

弓矢副委員長。

弓矢潤 副委員長 すみません、ちょっと2点お伺いいたします。

まず、1点目は、望月委員もお話ししていた5番の今後の対策のところで伺います。

ほっとステーションについてなんですが、こちらの、私も予算委員会の総括質問で、名称がスクールサポートルーム、SSRというところでぜひつくってほしいというふうに言わせていただいたんですけど、このほっとステーションが今できたということではあるんですけど、実際に活用、場所はあっても子供たちが行かない、何というんですかね、誰も児童生徒が行かない場合、そこにいる人というのは、どのようにしているんでしょうか。

委員長 教育支援館長。

増嶋広曜 教育支援館長 お答えいたします。

ほっとステーション、よく言ってくださいました。通称名でございまして、子供たちがほつとする、そういったステーション、駅のような形で、そこを拠点に、教室に行ったり、学校に来たときのその足がかりにするというような願いを込めているところでございます。

現在、支援員の登録者数69名になっておりまして、主に支援員さんがいる日程というのは、大体週5日のうち3日程度になります。委員ご指摘の子供たちが利用していないときとか来ないときは、主に教室を巡回したりですとか、そのほっとステーションの環境を整えた

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

りといった活動をしていただいております。

委員長 弓矢副委員長。

弓矢潤 副委員長 いないときはいないときでしっかりと盤石な体制を整えていただいているということで安心いたしました。

私も、先日、ある小学校を訪問させていただいたときに、校長先生からお話をしている際に、このほっとステーション、活用をどのようにされていますか、いかがですかというふうに伺ったところ、やはり望月委員もおっしゃっていたように、もう大いに活用していますし、いざとなったときに、不登校傾向の児童も利用できるという意味で、本当にありがとうございますというふうなお話をいただきました。ただ、今のご答弁にもあるように、週3回程度ということで、学校によっては、場所はあっても人がいないから使えないということもあるって伺いました。この小学校では、週に3日間はスクールカウンセラーさんがいて、それ以外の日は、副校长先生が中心となってほっとステーションを担当しているということで、月から金まで常時開設していると伺っています。やはり子供たちも学校に行ったとき、いざ何かあったときにはほっとステーションに行けるってなれば、学校に行く場合もあると思うんですけど、今日へ学校行つても開いていなかつたらって思うと、そもそも学校行かないでおこうという選択になってしまふこともあるのかなと思いましたので、ここの小学校が実践しているように、うまく調整して、常に開けられるような体制を整えていただきたいなということ、これは要望させていただきます。

すみません、もう1点ございます。この不登校の、この年々、児童生徒とともに不登校の数が増えているというのは台東区だけじゃなく、東京都も国もそうだなというように感じております。こちら例えば令和6年度に関しては、小学校で100人、中学校で175人、合計275人に上っておりますが、あしたば学級やフリースクールなど、様々な支援機関とつながっている児童生徒と、それらの支援機関とのつながりができていない、不十分な児童生徒の割合など、分かる範囲で教えていただけますでしょうか。

委員長 指導課長。

宮脇隆 指導課長 お答えいたします。

実際に関係機関というところですけれども、関わっている小学校でいいますと、不登校100名中80名はつながっております。中学校は175名中117名となっております。

委員長 弓矢副委員長。

弓矢潤 副委員長 この数字が多いか少ないかというのは何とも言えないところであるんですけれど、つながっている子供たちに関してはちょっと安心はできるんですけど、やはり区としていろいろな、担任の教員だけじゃなくて、学校以外でもいろいろな機関とのつながりを持たせようと、もう様々工夫はされていると思うんですが、それでもつながっていない児童生徒の方がまだまだいらっしゃるということなので、その方に対して何かさらに対策、支援など行っていること、またはこれから行おうとしていることなどありましたら教えてください。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 指導課長。

宮脇隆 指導課長 今、まず、この担任は必ず関わっているんですけれども、専門的な関係機関というところで、そういうところとつながっていないのが、小学校でいうと20名、中学校でいうと58名ということありますけれども、よりやはり各ご家庭というところも様々な不登校の要因というのはありますので、やはりその働きかけというのを子供の関わりということで、スクールカウンセラーですとか学校にはありますので、そういったところも含めてどういう働きができるのかというのを組織として関わっていくということを改めてやっていきたいというふうに思っております。また、電話連絡、家庭訪問、オンラインでのやり取り、または別室の紹介というのもこれからも再度、各ご家庭にもご紹介しながら対応を進めていきたいというふうに思っております。

委員長 教育支援館長。

増嶋広曜 教育支援館長 関係機関とのつながりというところで、支援館の事業では、スクールソーシャルワーク事業の活用についても補足させていただきます。

現在、各学校に週1回程度巡回しているところですけれども、こうした全く支援が届いていないご家庭、ご本人に対しては、当然スクールソーシャルワークの対象として、医療機関、また、福祉機関としっかりとつながっていくというスタンスでやっております。

また、昨年度から始めているバーチャルラーニングプラットフォームという、仮想空間でのそういう居場所のところにつきましても、ほとんど学校に来れていない子供たちを中心にアカウントを付与して、今40程度今年は配付して、利用を促しているところでございます。引き続き全ての支援等をうまく活用しながら、支援をコーディネートできるように努めてまいりたいと考えます。以上です。

委員長 弓矢副委員長。

弓矢潤 副委員長 様々な工夫をしていただいているということです。何かこの不登校の児童生徒について、大分昔は、とにかく学校に戻すというのが何か正しいというのがあったかもしれないんですけど、最近本当に多様で、親御さんも別に学校に戻ることではなくて、その子供たちがよりよく成長していくために、それが学校ではなく、フリースクールであったり、あしたば学級であったりというふうに変わってきてはいると思うんですが、ただ、どこにも所属できずにというところがやはりすごく心配がありました。区立小学校では、希望をすれば、たった一人であってもオンライン授業を実施しているというふうな認識をしております。なので、つながりを持てるように、引き続きしっかりと工夫を続けていただきたいなと要望させていただきます。以上です。

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、「令和7年度東京都児童・生徒 体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」の結果についてご質問がありましたら、どうぞ。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

鈴木委員。

鈴木昇 委員 台東区の子供のこれも毎年報告を受けているので、過去の資料も先ほどちょっと見てきましたけれども、台東区の子供で、例えば同学年前年比みたいな比較が、議会資料だと、去年のを見て、学年が上がっているからというふうに見ればいいんですけども、そういう比較というのはしているのかというのが一つと、それらを見比べて、体力とか全般的な身体能力については、台東区の傾向としてはどうなっているのか、ちょっとそこを教えてください。

委員長 指導課長。

宮脇隆 指導課長 令和7年度と6年度の比較ということですが、小学校は、反復横跳びやシャトルランなどで平均を上回る学年が多くというところがあります。また、中学校については、女子の持久走やシャトルランが全学年で向上をしております。一方で、小学校の長座体前屈、また、中学校の握力、上体起こしというのは平均を下回っており、柔軟性、筋力に課題があるというふうに見ております。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 基礎的な筋力の部分とか柔軟性って、やはり子供の時期に蓄えておくと、持続的に大人になってもというのもあったりするので重要な点だなと思います。これはもう全然私の我が子の状況だけを見っていても、学校運動会でのソーランを見っていても、この学年、硬い体の子が多いなとか、ぴしゃっとそろって、基礎体力多そうだなというのが、見比べなどをしていると、そのような傾向が出てんのかなというのは思いますので、なかなか区内で運動するスペースって本当に少なくて、自転車で児童館に行くなら、走って行けというぐらい、やはり体力をつけられる場所というのは限られてしまうのかもしれないけれど、ぜひ子供の能力というのを維持、向上できるように支援していただきたいなというのが一つと、あと、この調査票自体は子供の体力、運動能力とかの調査に特化しているんですけども、私がずっと委員会でも言っているような、このICT教育が始まってからの目の健康とか姿勢の問題とか、そういう体の身体的健康の問題とのリンクの調査研究というのは、今どういうふうにされているのか教えてください。

委員長 指導課長。

宮脇隆 指導課長 まず、この体力調査の結果というのは、現状はこの結果を体育の授業ですか活動に生かすということで行っておりますので、今、委員ご指摘のような他の調査と、また、目や姿勢の問題とか、そういったところとはつながっているというようなところは現時点ではございません。

都のほうでは、都の取組により、体力の電子化というのが、結果を電子化ということが行われておりまして、今後はこれらのデータを活用して、子供の健康や生活習慣、また、ICT活用による影響というのを総合的に分析する方向で見ていきたいというふうに思っております。

委員長 鈴木委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

鈴木昇 委員 今後にかけたいと思いますけれども、やはり体力が落ちている原因というの
が、機械とか、ゲームとかいうのが入ったから体力が著しく落ちるんだという相関関係にある
とは思いませんけれども、やはりどっか一つになっているんじゃないのかなというふうに気にな
っていて、やはり体力の問題が子供の基本になると思いますので、今後の研究につなげてい
ただきたいなというふうに思います。以上です。

青柳雅之 委員 1点だけあります。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 この資料が非常に見やすくて、色分けされているので、赤とブルーで本當
に傾向が出ているなと思います。

この年度は、なぜか前屈が赤が集中していて、これは理由は何なんだろうなと思いつつも、
これ、鈴木委員からありました。過去と比べて特に改善された部分は何かというところに注
目をしていきたいと思っています。数年前から傾向としてあったのが、ソフトボール投げとか
ハンドボール投げ。私ちょっと心配していたのは、台東区の学校の環境ですね、校庭が狭いとか、
あるいは十分に遊べる公園がないとか、そういうところが原因であるとするならば、これ
は何とか改善しなければいけないなというふうに思っていたんですが、何か指導の関係で大分
これは改善されたというふうに聞いているんですが、その点いかがでしょうか。どんなことや
ったのか。

委員長 指導課長。

宮脇隆 指導課長 委員ご指摘いただいたように、これまでのところで、例えば本当にソフ
トボール投げですか、ハンドボール投げというのは、やはり傾向としては都よりも下回って
いるということがございました。そういったところを令和5年度から東京都のスポーツライフ
のほうでのものを基に、体力向上委員会ということで、令和7年度は区のほうで予算措置をし
ていただいて、その中で体力向上委員会のほうで具体的なその取組というものを考えまして、
子供たちが夢中になって投げるとかいうことができるようなものというのを購入して、各学校
で取り組んでいただくような取組というのをやってきて、改善が進んでいるというところでござ
ります。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 承知しました。

体力は特に短期間で効果が出やすい部分があると思いますので、引き続き体力向上委員会の
皆さんを中心に頑張っていただきたいと思います。

あと、その一方で、ちょっとこの不可解なのが、前屈、何か体硬いなという話でしたが、
これはどういう理由というか、傾向があるんですか。これは全学年にわたってなので、何かの
特色が出来てしまっているのかなと思うんですが、どんな分析でしょうか。

委員長 指導課長。

宮脇隆 指導課長 やはり柔軟性というところで、その柔軟だけをやるというのはなかなか

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

子供たちも意識を向けていくというのは難しいと思います。ですが、やはり運動の必要性ですか、あと、やはり運動して柔軟を高めることで気持ちよく運動がしやすくなるような働きかけというのを子供たちにその意味とか、また、必要性というのも伝えながら取り組んでいきながらやることが必要だというふうに思いますので、今課題として見られるところについては、再度体力向上委員会のほうでも具体的な取組ということを考えながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 何か基礎的な体力とか、瞬発力とか、あとは、先ほどの距離とかいうのであれば、何か分析がしやすかったり、対応がしやすいのかなと思いますが、これは何ですか、ただ単に柔軟体操とかストレッチとか、そういうのが足らなかつたとかそういうことなんですか。

委員長 指導課長。

宮脇隆 指導課長 そういうったところも若干あるとは思いますけれども、それが全てではないというふうに思います。ですから、本当に子供たちにとってもそういった柔軟性を高めることでやはり様々な運動につながっていくということも伝えながら、その柔軟性の必要性ですか、特に高学年になってきますと、そういうことが分かってくるところもありますので、意識的に取り組んでいきながら、柔軟性を高めていけるような取組というのを進めていきたいというふうに思っております。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 今までにはない傾向が出ているのかなというふうに思いますので、原因というとちょっと大きさになりますが、理由を探しながら対応していただければと思います。以上です。

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、令和7年度中学生海外短期留学派遣事業の報告について、指導課長、報告願います。

宮脇隆 指導課長 それでは、引き続きお願いいたします。

7、令和7年度中学生海外短期留学派遣事業についてご報告いたします。

資料13をご覧ください。項番1、本事業の趣旨については記載のとおりでございます。

項番2、実施内容をご覧ください。（1）研修日程です。研修は、事前研修8回、事後研修3回の計11回行いました。研修の内容につきましては、オーストラリアについての調べ学習、ALTによる語学研修、歓迎会やフェアウェルパーティーで披露する歌やソーラン節等の練習を行いました。事後研修につきましては、各校での報告会で使用するスライド作りと発表練習等を行いました。

（2）派遣生徒及び引率者、（3）日程については、ご参照のとおりでございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

(4) 活動風景についてです。上段の写真をご覧ください。左から順に、オーストラリア初日のアボリジニ文化センター視察の様子、ピットウォーターハイスクールでの歓迎会でのバディとの交流の様子、ホームステイの様子です。下段の写真をご覧ください。左から順に、体験授業の様子、フェアウェルパーティー、送別会におけるソーラン節、オーストラリアでの最終日、シドニー市内グループ視察の様子です。

続いて、(5)報告会についてです。派遣報告では、プレゼンテーションソフトを用い、結団式から事前研修について、オーストラリアでの生活から帰国までの内容を派遣生徒の感想を交えて報告しました。また、派遣生徒が在籍している各中学校において、全校集会や文化祭等の行事で事後研修において作成した資料等を用いて、クイズ形式で発表したり、現地の写真を見せながら説明したりして、在校生や保護者、地域の方々に向けて派遣報告を行いました。

11月10日月曜日よりケーブルテレビが作成した映像が台東区公式チャンネルのほうで配信されました。報告会は今年度中に区ホームページに掲載予定でございます。

(6) 派遣生徒の感想でございます。そちらは、ご確認ください。

項番3、今後の予定については、ご覧のとおりでございます。

また、資料にはございませんが、令和8、9年度は引き続き、上野中学校及び桜橋中学校、グローバル教育重点指定校として指定をいたします。今年度、令和7年度入学の1年生の中に、来年度に海外短期派遣留学の人数枠が5枠と認識して進路選択をしている生徒も在籍している実態がありますので、入学後に人数枠が変更になることを避けるため、令和8、9年度は引き続き両校を指定したいと考えております。

報告は以上となります。

委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

木村委員。

木村佐知子 委員 すみません。すごくいい事業で、もっとやっていただきたいなと思っているんですけども、報告書を作っていただけで、そのほかにもいろいろ全校集会での報告会などやっていたいているということなんですが、私の考えとしましては、そういう一回ぼっさりのそういうPRイベントだけではなくて、例えば模造紙に書いた報告書を廊下に掲示するだとか、あと、報告書もせっかく作っていたいるんだったら、何か廊下で、例えば職員質の待っているときに、入り口のほうら辺にあって、ちょっとぱらぱらめくるとか、何か身近にそういう見られる環境があったらいいなと思うんですね。その点について、現状や正在することを教えていただきたいんですけども。

委員長 指導課長。

宮脇隆 指導課長 以前は、そういった報告書を作成するということをやっておりましたが、やはり大勢の方々、また、子供たちにも1台端末ということありますので、そういったものを使って見ていただけるような発信ということを考えて、報告書を変更させていただいたりということをしております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 木村委員。

木村佐知子 委員 それも存じてまして、1台端末がある、デジタル化とかペーパーレス化とかあるとは思うんですね。ただ、やはり報告書を見ようと思って検索して、お気に入りとかに入れている人は別かもしれませんけれど、ちょっと見に行かなければいけないというのが一手間増えるのかなと思ってまして、私としては、何かそういう紙の資料ももう少し活用したほうが逆にいいんじゃないかなという考えがございます。これは意見として申し伝えておきます。以上です。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 以前から申し上げていますが、人数ですね。本当に中学校の学年の中で限られた20人だけしか特別な体験ができないというのは、これはやはり、おかしな部分につながると思うんですね、教育の格差、経験の格差。以前にも申し上げましたが、姉妹都市のある自治体では全員を海外に送っているというところもあります。ですので、せめて、これ、20人の枠をもう少し増やしていく取組をやはり真剣に考えなければいけないと思いますよ。

数十年前、10年、20年前は、もう少し今より海外に行きやすい環境にありました。私の時代も、ちょっとアルバイトをすれば半月ぐらいは平気で行ける時代あったけれど、今、本当に海外に行って生活するのはハードルが上がっていますよ。そういう意味では、こうした取組で体験をしていく。もう本当に、これ、いい感想とか、いい内容になっていればいるほど、行けた子と行けなかった子の差というのがどんどん広がってしまうのかなというふうに思いますので、これ、人数増加について、いかがですか。

委員長 指導課長。

宮脇隆 指導課長 まず、今この、特に海外派遣のところでは、相手のピットウォーターハイスクールのほうでホームステイ先を学校の保護者に受け入れていただくというような形でやつていただいているところもございます。そういった、本当になかなか経験が、ホームステイと同じ学校の子供との交流ということでは、なかなかできないんだということも現地の方からも伺っているところであります。

そういったところも含めて、今後やはり、どういう形で可能なのかというのは、相手校もありますので、今、本当に校長先生が、そういった形での働きかけ等も行つていただいているということもありますので、これがまた変わっていくと、なかなかそれが難しいというところもありますので、どういうことができるかというのは探っていきたいというふうに考えております。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 担当課長さんとか、現場の意見、レベルで言えば、そういう課題があるということはもう十分承知しています。さらに言えば、訪問先も今までグラズサッカセに行つていたのを切り替えて、こちらにやっていますから、両面作戦というのもできるわけで、これは多分、教育委員会のトップの皆さんの考え方次第だと思いますよ。特に予算ですよね。予算

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

さえきちんとつけて、もっとこうした経験を子供たちにさせてあげたいという思いさえあれば、違った方法、幾らでもアイデアが出ると思いますので、ぜひご検討をお願いします。

あとは、ちょっと今聞いていて思ったんですが、ソーラン節って別に台東区の文化じゃないよね。これを毎回台東区の子供たちが、台東区からの何かとしてお届けしているというのは何か大丈夫なのかというふうに思ったんで、それだけ言っておきます。

委員長 話しますか。

青柳雅之 委員 大丈夫です。

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、学びのキャンパス台東アクションプラン・台東区学校教育情報化推進計画の中間のまとめについて、教育改革担当課長、ご報告願います。とても大事な計画なのは重々承知しているので、要点のみ簡潔に報告をお願いします。

増嶋広曜 教育改革担当課長 よろしくお願ひいたします。

それでは、教育委員会の8、学びのキャンパス台東アクションプラン・台東区学校教育情報化推進計画の中間のまとめについて報告いたします。

事前資料1をご覧ください。項番1、策定過程でございます。本計画の策定に当たりまして、これまで府内の検討会を3回、また、夏には子供の意見聴取を全児童生徒を対象にアンケート実施いたしました。

策定検討会におきましては、現行プランの達成状況の把握とともに、次期プランの内容や構成について協議しました。また、学校教育ビジョン最終段階となる今回の計画期間におきまして、重点事業の選定、目標の達成を図る指標の見直し、そして、子供の意見聴取に関する協議を重ねたところです。

子供の意見聴取につきましては、教育ビジョンやアクションプランの説明動画に加えて、1人1台端末を活用したアンケートを行い、698件の回答を得たところでございます。結果は資料編に掲載していますので、後ほどご覧ください。

次に、項番2、計画概要です。

(1) 計画の性格につきましては、記載のとおりです。

(2) 計画期間ですけれども、両計画ともに令和8年度から10年度までの3年間を計画期間としております。

計画の体系につきましては、学びのキャンパス台東アクションプランにつきましては、現行のビジョンが4つの施策目標により構成していますので、そのとおり変更はございません。また、学校教育情報化推進計画につきましては、この4年間に内に国の推進計画が、基本方針4つがございましたので、そこに合わせて再構成をいたしました。

次に、(4)新規で位置づける事業についてですが、恐れ入りますが、別添1の新規で位置づける予定の事業をご覧ください。PDFだと3枚目です。こちらにつきましては、T A I T

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○ フューチャースクールや不登校対策の推進など、17の新規事業の掲載を予定しております。

次に、項番3の中間のまとめ（案）でございます。恐れ入りますが、別添2のファイル、中間のまとめ（案）をお開きください。内容について簡単に説明をさせていただきます。

資料2ページ目から目次となっております、第1部が概要、第2部がアクションプラン、1ページ進みまして、第3部が台東区学校教育情報化推進計画、第4部、推進体制の4部構成、その後、資料編と続いております。

4ページから始まります第1部の概要につきましては、現行のアクションプランと学校教育情報化推進計画の位置づけ、計画期間や推進体制、また、体系などを記載しております。

次に、12ページからの第2部のアクションプランについてですが、13ページから21ページにかけまして事業一覧を記載しております。現行のプランに掲載されていない事業を新規、重点的に取り組む事業を重点、学校教育情報化推進計画に関連する事業は情報ということで記載をしております。

次に、恐れ入りますが、23ページと24ページをお開きください。こちら、施策目標1の最初のページとなります。見開きで施策目標1について概要を説明しております。左のページには、上から学校教育ビジョンの施策目標とその施策の方向、そして、その下に現状の教育課題を示しております。また、それを受けまして、右のページの上部に今回実施しました子供たちからの意見聴取の結果、また、その下部には重点事業を記載しております。この見開きの2ページを4つの施策目標ごと作成しております、8ページご覧いただきますと、プラン全体の大まかな概要を捉えることができると思っております。

次に、25ページをご覧ください。施策の方向1の最初のページとなります。このページにつきましては、現行のアクションプランと同様、施策の方向に関する説明、また、指標及び施策について示しております。この後に各施策における事業を示すつくりとなっており、この構成で施策の方向16まで続していくことになります。なお、今回は中間のまとめですので、事業名、事業概要、担当課のみの記載としておりまして、最終案においては、ここに現況や目標が加わる予定でございます。

続けて、飛びまして、100ページから第3部の台東区学校教育情報化推進計画となります。

101ページから始まります には、台東区における教育情報化の経過と現状について、ICT環境の整備状況や、教員や児童生徒のICT活用力について記載してございます。その後、4つの基本方針に基づく、それぞれの行動計画について、104ページより記載してございます。方針の説明や指標、施策、各事業といった流れにつきましては、アクションプランと同様の記載で整えました。

その後、116ページからは第4部推進体制を記載しております。内容につきましては、現行プランと同様となっております。

最後に、118ページ以降に資料編を掲載しております。

では、事前資料1の冒頭の2枚目にお戻りください。項番4、今後の予定でございます。明

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

後日、12月17日から翌令和8年1月7日にかけましてパブリックコメントを実施して、令和8年第1回定例会におきまして、最終案の報告、また、令和8年3月の計画策定という運びになつております。

長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

鈴木委員。

鈴木昇 委員 本編の119ページの子供たちへのアンケートというのは、そういう形でアクションプランに反映させていくためのアンケートだというふうに思って読み取っているんですけれども、そういうふうに子供たちの意見とか、こういうふうにしてほしいとかいうのを聞くのはとてもいいことだと思います。もちろん教育ですので、国がつくったプランの指針を踏んで、台東区としてできることというのは何なんだろうか、子供たちの意見どうなんだろうかというところは大切なところだと思いますけれども、今回のアンケートの数字だけを見ると、決して数字としては大きな数字ではないので、どのぐらいの子供たち、母数というのかな、があって、かつ何%の子供たちがこれのアンケートに答えたのかというのが、ちょっとこのページからだと読み取れなかったので、そこについてお伺いしたいんですけど、いかがでしょう。

委員長 教育改革担当課長。

増嶋広曜 教育改革担当課長 このアンケートにつきましては、公立の小・中学校のみならず、私立の、あるいは国公立含めて、台東区在学、在住の児童生徒ということありますので、台東区の年齢別人口におきました人口の集計と比べました。その結果、1万1,583名がほぼ対象の児童生徒というふうに捉えまして、回答数698をこの数で割りますと、約6%の回答があったというふうに捉えております。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 部数とかから見たら、たった6%の子供たちの意見だというふうに見えてしまったんですけども、でも、その中で、備考欄というのかな、自由意見欄の中、自由記述欄の中でも、あなたが通いたくない学校はどんな学校ですかとか、本当に子供たちがダイレクトに言葉として発信できるような設問つくったことはいいこと、上手な設問の方法だったなどというふうに思いますけれど、不満であるとか、やや不満というのがアンケートの中の1割前後、10%前後いるんですけども、じゃあ、それに対しての設問、自由記載というのがなかったのですけれども、どんなことが不満であるというのが子供たちから出たのかというのと、それにに対してどのような解決というのを図つていこうかということを考えているのか、その辺はどうなんでしょうか。

委員長 教育改革担当課長。

増嶋広曜 教育改革担当課長 本調査におきまして、冒頭、今通っている学校に満足しているかを聞いたところなんですけれども、その理由につきましては、この質問にひもづけて回答するつくりにはなっておりませんでした。しかしながら、この1割強の、やや不満、不満であ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

る、大変不満であるという層に対しては、それぞれ、こんな学校がいい、こんな学校にしたい、あるいは、こんな学校には通いたくないといった記載がございますので、その記述の内容から見ますと、121ページにお示ししたような回答がほぼあるというふうなところでございますので、ここにある子供たちの声をしっかり生かして、学校校長会にも早速情報共有して進めていけるところでございますが、教育活動の充実をさせながら進めてまいりたいと考えております。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 こういう数%、6%の中の1割というと、もう本当に数としたら少ない数なのかもしれないんですけども、実は、そこって子供たちの声のダイレクトなところであって、そこを改善していくことで別の時限のことにつながっていくということも考えられるというふうに思うんですね。校舎が、通いたくない学校の中で不衛生で設備の悪い環境とかいうことが、もちろん物理的に体育館が狭い、もっと広くしてほしいと言ったら、台東区、土地がないからそう簡単じゃないのはそうですけれども、改善できるところについては、きちんと予算づけ、投資をして、やっていただきたいなというふうに思っています。そういうところでの子供たちの声、それで、かつ、じゃあ、これから教職員の声とか、そういうところもきちんと反映した学びのプランにしていただきたいなというふうに思いますので。

なかなか、答える側も大変ですけれども、また、回収して分析する側も大変ですけれども、やはり教育いろいろな切り口で見ていくことが重要だというふうに思っていますので、その点を留意して、いいプランつくっていただきたいなど。また、パブコメを取るということなので、パブコメを取ってもらえるように私も知り得るところに声をかけていきますので、広く意見集約をしていい資料を作っていただきたいなど、いいプランをつくっていただきたいなというふうに思います。以上です。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 今までの経緯を踏まえて、この中間の報告になったということで、きれいな仕上がりになったなとは思いますが、やはり、この施策目標があって、ここに書いてある内容はすばらしいんですが、じゃあ、それを具体的に達成していくために何をするのかという、番号を振っていますが、これは何か既存の事業がはまっているだけで、だけって言ったら失礼ですが、これで本当に達成できるのかなというところがやや心配なところですね。もう少し中身をそれぞれ工夫していかないと、なかなかこの目標達成までいかないんじゃないかなと思っています。

特に、いろいろなところに登場する学びのキャンパスプランニング、これ自体は非常にいい成果を上げていると思いますし、それぞれの学校や学年で活用していることだと思いますが、これ、学校教育のカリキュラムの中でやるというのは限界があるのかなと思うんですよ。いいメニューがいっぱい並んでいるにもかかわらず、それを使えるのって年間数こまじやないですか、実際に。

それでいいのかなというふうに疑問を持っていたら、先日の視察で行った宗像市が子ども大

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

学というのをやっていて、すごいなと思ったら、これは学校の時間の中でやるんじゃなくて、生涯学習としてやっているんですね。宗像市さんもそれなりの企業とかいろいろなのがあるんですが、台東区の学びのキャンパスプランニングに比べたら、もう全然話にならないぐらいですよ。台東区もいっぱい、いいものを持っている。ただ、学校教育の授業の中でやろうとする限界があるので、これ、やはり飛び出して、生涯学習の枠とか、一緒に見に行った担当課長もいますが、ちょっと所管が違うので答弁できないとは思いますが、そういった形でちょっと広げていくと、いい教育効果がいろいろなところでできるんじゃないかなというふうに思うんですね。ですので、そこをちょっと研究していただきたいと思いますが、いかがですかね。

委員長 教育改革担当課長。

増嶋広曜 教育改革担当課長 今、委員ご指摘のように、学びのキャンパスプランニング、かなり学校でも、各学年に一、二回は年度で必ず使っていただけるようなことで活用しております。一方で、夏休み、夏季休業中や長期休業中のそういった取組については、どうしても各企業様からご案内が来て、それを学校で配るというような形にしかならないので、それを今後、どういう形で集約していくってまとめていくのかというのを各学校ごとにお願いしているような状況ありますので、そういったところも配布物等で教育委員会から一斉にできるようなことも工夫としては考えられるので、今後考えてまいりたいなと思います。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 直近ではいい成果を、本当、私たち目にしましたよ。忍岡小の周年行事では、お琴があったり、あとは机に並んでいた盆栽、あれも目の前のグリーンクラブの皆様と一緒にやったということで、こういう地域の資源がこのように生かされて、さらに、あと、私たち大人が見てもすばらしいものが出来上がっているんだなというふうに思うと、台東区の地域の資源を何とか生かす方法を、指導課だけじゃなくて、生涯学習とかいろいろな部署を巻き込んで教育委員会先頭に立ってやっていただきたいなということをぜひお願ひしたいと思います。

それと、もう1点なんですが、グローバル教育とか多国籍、外国人の話というのも結構ここに出ているんですが、その辺りが何か別の項目になっていて、例えばグローバル教育みたいなものを推進するのであれば、今、同じクラス、あるいは、同じ学校の中に多国籍の子どもたちがいっぱい来ているじゃないですか。それこそグローバル、一番の経験が今、子どもたちは常に積んでいるのかなというふうに思いますが、何かグローバル教育というと英語教育だったりとか、一方に偏っている。

先ほどの派遣事業、グラズサックセじゃなくて、ノーザンビーチの派遣事業の子供の感想の中にも書いてあったじゃないですか。英語だけじゃなくていろいろなコミュニケーション、笑顔だったり、いろいろなコミュニケーションで図ることの大しさを学びましたということで、なぜかグローバルだと英語、でも、身近にいるアジアとか、いろいろなところから来た子どもに関しては、ちょっと違う特別な対応というのは何か解せないなと思うんですが、その辺り、うまく合体できないもんなんですかね。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 教育改革担当課長。

増嶋広曜 教育改革担当課長 今、別紙のほうでいくと44ページが委員ご指摘の施策目標の2のところのグローバルな社会で活躍する人材育成するというところになります。そちらに重点事業を今回3点上げさせていただいておりますけれども、2点目のグローバル教育の推進以外にも、やはり志教育の推進であるとか、本来の台東区のよさも含めた日本としてのよさを、しっかりアイデンティティを確立するという意味においても、やはりグローバル教育を欠かせないかなというふうに捉えているところでございます。

今後、指導課長等も含め、各課とも連携しまして、こういった子供たちの国際感覚を豊かにするような施策を、しっかりとバランスよく展開できるように考えたいと思っているところです。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 ここの46ページの中にも外国人観光客との交流を通してとかって書いてあって、じゃあ、台東区の外国人の観光客、特色は、1つの国に偏っていないなくて、本当、多国籍ですよね。世界地図にピン止めしていったら本当に全ての国が埋まるような、そういう恵まれた環境を生かしてほしいのに、なぜか英語だけのコミュニケーションをグローバルとしている。その考え方自体は、やはりどっかで変えたほうがいいのかなと思うんですが、いかがですか。

委員長 指導課長。

宮脇隆 指導課長 委員おっしゃるとおり、様々な国の子供たちということは確かにありますけれども、やはり、そういう中でも、世界の中で使われている言語というところも含めて、どういった世界の人々の人たちともコミュニケーションを取っていくというようなところで、1つの切り口としてはあると思いますので、英語というのが、外国語という中でも。今後も、やはりそういった、グローバルという捉え方というのは様々あると思われるんですけども、今、外国語について力を入れて、子供たちが本当にいろいろな国の人たちと交流したいというような意欲も見られている部分もありますので、そういった子供たちの気持ちというのも大事にしながら進めていきたいというふうに考えております。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 英語を学ぶこと自体は否定しているわけではなくて、グローバルイコール英語というわけではないよねというところを、もう少し地域の特色も考えて、表現というんですかね、していただければよかったなというふうに申し上げておきます。以上です。

委員長 これから変えてくれるんじゃないですかね、まだ中間のまとめですしね。きっと要望を言っておけば、何かしら。

ということで、ただいまの報告については、ご了承願います。

委員長 次に、清島温水プールにおける個人向けレッスンの実施について、スポーツ振興課長、報告願います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

榎本賢 スポーツ振興課長。

榎本賢 スポーツ振興課長 それでは、教育委員会の9、清島温水プールにおける個人向けレッスンの実施についてご説明いたします。

資料14をご覧ください。初めに、項番1、概要です。現在、清島温水プールでは、当該施設の指定管理者が運営する他自治体のプールにおける事故発生に伴い、プールの個人利用は可能としていますが、全てのプール教室は休止としてあります。こうした中、プールの利用者からプールの再開を求める声があることから、利用者の利便性を図るため、台東区水泳協会の協力を得ながら、暫定的に個人向けレッスンを実施するものでございます。

なお、清島温水プールにおける指定管理者によるプール教室の再開については、事故が発生した自治体でのプール事故検証などを踏まえ、清島温水プールでの安全対策を確認後、再開することといたします。

次に、項番2、個人向けレッスンの内容についてです。清島温水プールを個人利用している成人向け・子供向けにワンポイントレッスンを行うもので、レッスン参加料は無料といたします。なお、レッスンは、プール内に指導員が2名、プールサイドにレッスンのための監視員が1名、合計3名を配置し、プール内の2名の指導員が2か所に分かれてマンツーマンでレッスンを行います。なお、配置する3名のうち1名以上は、公益財団法人日本水泳連盟が認定する基礎水泳指導員などの有資格者といたします。レッスンの日時、対象者、定員につきましては記載のとおりです。

次に、項番3、今後の予定についてです。ご報告が前後としてしまい恐縮ですが、本レッスンは12月7日より開始しており、12月より清島温水プールのホームページや館内掲示にて周知しております。

説明は以上です。よろしくお願いいいたします。

委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

鈴木委員。

鈴木昇 委員 暫定的な措置だというふうには思ってはいますので、暫定的なんで結構なんですけれども、指定管理者者、今受けている指定管理者が、ほかの自治体で死亡事故につながる事件があって、こういう個別レッスンというふうになっているんですけども、その事故について少し期間が開いたので、今どういう区として検証しているのか、もしくは情報収集をしているのか、言える範囲でちょっと教えていただければと思うんですけど、どうでしょうか。

委員長 スポーツ振興課長。

榎本賢 スポーツ振興課長 こちら、事故が起きた自治体のほうで事故検証委員会といったものが非公開で行われております。事故の詳細につきましては、我々のほうも公開されていないため把握しておりませんが、先日開催されました自治体の議会の委員会の審議の中では、監視体制が不十分だったのではないかというふうに意見が出ております。

委員長 鈴木委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

鈴木昇 委員 清島プールの中でも監視体制の不備というのは、利用されている区民の方から、直接、指定管理者や所管のところにも通報とか連絡とか行っているところだと思うので、安全対策は十分取っていただきたいなと思いつつ、このお話の中で、この個人分けレッスンでお願いをしている水泳協会の方々には、これは賃金が発生をするようないわゆる契約とかお願いなのか、その辺は具体的にはどうなっているんですか。

委員長 スポーツ振興課長。

榎本賢 スポーツ振興課長 私どものほうで行っています既定予算の中で、ほかのプール、スポーツ教室の報償費のほうを払わせていただくようになっております。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 いわゆる報償費って賃金と違うと言えば違うけれども、お金は発生する事業だという認識でいいということですね、分かりました。であればこそ、今度は区がやる事業になりますので、じゃあ、その事業の責任と、かつ、個人レッスンをする水泳協会の指導員さんたちとの雇用関係というか責任の所在というのがより明確にしておかないと、また事件、何か事故とかヒヤリハットとかがあったときに困ると思うんですけど、その辺、具体的に何か取決めとかされているんですか。

委員長 スポーツ振興課長。

榎本賢 スポーツ振興課長 こちら、区の事業としてスポーツ協会さんのほうにお願いして行っているものでございます。また一応、安全対策としまして、指導員、また、プールの教室の参加者の方向けに保険のほうを加入させていただいております。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 区の責任で行う事業であり、かつ、今度は指定管理者との関係で言ったらば、指定管理ってプールそのものの管理運営も含めて指定管理でお願いをしているから、投げているわけですから、この中に区の事業というのが1項目加わるというところの、矛盾とは言いませんけれども、何かそこが出るのかなって思うんですけど、その辺というのはどうなんですか。

委員長 スポーツ振興課長。

榎本賢 スポーツ振興課長 私どものほうで指定管理者にお願いしています区の委託事業というものと、指定管理者が行っています自主事業というものがございますが、今回それと切り分けまして、清島温水プールの場所を使いまして、区のほうの事業として水泳協会さんのほうにお願いした教室を行っているというふうに考えております。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 区の事業ですので、区有施設をどういうふうに使っていくのかというのは切り分けはいかようにもできるのかもしれないですけれど、指定管理制度の中での場所であって、かつ、そこに区の事業である個人向けレッスンというのを乗っけてくるというのかな、切り分けてやる、実施するというところで言うと、今後、指定管理制度そのものにもいろいろ考えて

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いかなくてはいけないことが出てくるのかなというふうに思ってはいます。具体的に何がというのは今現在イメージが湧いているわけではないですけれど、そういうふうに思っていますので、指定管理制度と区の事業の在り方というのも検討をいろいろしていただきたいなと思っています。以上です。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 今、台東区というか、私たち仲間も子供たちもいろいろな、水泳をどこで泳げるようになったかという話になると、意外と多いのが墨田プールの水泳教室だと言うんですよ。夏の期間にプールが終わった後に水泳教室をやっているんですね。あそこで泳げるようになったという子供たちが多いと。そういう意味では、墨田プールを長年運営してきた、水泳教室を運営してきた水泳連盟の皆さん、この事業に参加をしていただいて、清島でもやっていただけたということは非常にありがたいことですし、期待ができるなと思っています。

私、あと、日本泳法というのをやっているんですが、実は中高でやっている前に墨田プールで一番最初に横泳ぎって泳いだんですね。だから、中学行ってみんな初めて横泳ぎをやるのに、私は一人だけ泳げて先輩たちにびっくりされたというのがあるんですが、そういった伝統的な泳ぎもあそこで教えていると、時代があったということは申し伝えておきます。

その上で、ちょっと確認なんですが、先ほど鈴木委員からも監視体制の不備という話が出てきましたね、事故の原因が。私、実は、これも自慢じゃないんですが、清島温水プールが最初にできたときの、初代の私、監視員のバイトなんですよ。ですので、あの監視体制というのは、ある意味どこのプールでも大体確立をされていて、何か事故が起きるときというのは、そうした体制の不備というよりかは個人のスキルであったり、あるいは、体制は確立されているけれどきちんと資格を持った人を配置されていないとか、その何かヒューマンエラーに近いようなところだと思うんですね。体制はもう本当、確立されているんですよ、どこのプールでも。ですので、その辺なんじゃないかなと思うんですが、ただ、その上でちょっと疑問なのかは、清島に関しては、何ですか、監視員体制、監視体制に問題があったのに教室をやめているということはどういうことなんだろうね。監視体制はきちんと検証できたんですか。

委員長 スポーツ振興課長。

榎本賢 スポーツ振興課長 今回、指定管理を行っています事業者のほうから申出がありまして、台東区以外にも、もう一つ自治体がございます。そこの各指定管理事業者が行っています指定管理先の事業として、プール教室については全て自粛をしたいというお話がありまして、今、休止しているという状況でございます。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 だから、事故が起きた理由が、プール教室、水泳教室の何か指導に問題があったとか、泳げない子供を無理やり泳がせたとか、そういうところに原因があるんであれば水泳教室を休止するというふうにつながっていくんですが、監視体制の問題ですよね。だとしました……。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 今まだ結果って、何か委員会で、該当の議会の委員会で何かちょっとあったけれど、でも、まだ正式な結果が出ていないと私は認識しているんですが、いいですか、それで合っていますかね。

青柳雅之 委員 そうか。はい、はい。

委員長 スポーツ振興課長。

榎本賢 スポーツ振興課長 ご指摘、先ほどお話しさせていただいたとおり、事故調査委員会のほうはまだやっている最中でございまして、先ほど区議会の委員会の中でそういう意見があったということで、まだ事故の本当の原因といったものは公開されていない状況でございます。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 分かりました。プール教室は再開しないけれども、いわゆる監視業務については、引き続きお願いしているということだとすれば、やはり今まで以上に、監視業務についての配置ですか訓練ですか、あるいは、それをきちんとやられているかというところをチェックする体制というんですか、そこはきちんと担保していかないと、また同じような事故が起きるリスクというのは高まっているんじゃないかなと思いますので、お願いいいたしたいと思います。

それと、あわせて、墨田プールじゃない、水泳連盟の水泳教室の皆さんと同時に監視体制というのは両立してやっていくということでよろしいんですよね。

委員長 スポーツ振興課長。

榎本賢 スポーツ振興課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 はい、分かりました。事故が起きたことはすごい残念なことであります、それを転じて、こうした取組が実施されるということには大いに期待していきたいと思います。以上です。

委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

理事者からの報告は、以上であります。

委員長 以上で、本日予定されたものは、全て終了いたしました。

その他、ご発言がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 これをもちまして、区民文教委員会を閉会いたします。

午後 1時11分閉会